

佐したるデルブリックは、熱心に自由貿易の利益を信じ、議會に於ける農業黨と協力して、其主義の貫徹に勉むる所あり。フランクフルト平和條約に於て永久の一條項として最惠國條款を認めたるが如き、此適例なるのみならず、佛蘭西をして割讓せしめたるアルサスローレンを獨逸關稅區域に編入せしむるか、又は此區域外に置く可きかは當時議論の起れる所にして、前者の方針を取らんには、當時アルサスローレンに發達せる木綿紡績業は獨逸の同業に劇烈なる競争を來し、其結果の恐る可きものありたるにも拘はらず、斷然之を帝國關稅の區域内としたるが如き、是亦自由貿易策の見地に出でたるものと云ふ可し。隨て千八百七十三年政府が議會へ提出したる關稅法案に於ても鐵の輸入税を免除し、鐵製品鋼鐵製品の輸入税輕減に就て規定する所あり。自由貿易の方針に向て次第に進み來れるの狀は明白なりしが、唯、當時英國に發達せる自由貿易と獨逸の自由貿易との間には、多少趣の異なるものあるを認めざる可からず。即ち英國に於ては産業革命以來、内國の製造工業著しく發達し、外國より低廉なる原料品の供給を受けて、其生産條件を完全ならしめ、外國に對する輸出を盛にし、世界市場に於て優勢の地歩を占めんとする商工

業國の必要に伴ひ、自由貿易策の發達を促したるに反し、獨逸に於ては内國製造工業の發達尙ほ幼稚にして、特に保護を要するの程度に到達せず。農業に至ては、天然の生産力優越せるが爲めに、外國市場に出で、競争するを得るものなるが故に、是亦保護を必要とせず。専ら消費者の利益を重んじて、自由貿易策を見るに至れるものなり。故に經濟社會に多少の進歩を告げて、工業の萌芽を發すると共に、外國の競争に對して之を保護するの議論發生せずして已む能はず。國情の變遷と共にリストの所説を應用して、自由貿易より保護貿易に一轉せんとし、其徵候の漸次顯著なるに至れるは、最も注目を要する所なり。

故に獨逸は千八百七十三年鐵の輸入税免除を決定したる時に於て、表面上には略ぼ完全なる自由貿易策を實施したるものなれども、其内部を見れば既に反動の徵候歴然たるものあり。即ち製鐵業者、綿業者等は關稅の低減を非難し、製藥、砂糖、製麻製革業者と相結んで、反對運動に着手したり。固より當初は其勢力の見る可きものなかりしが、當時經濟事情の變動より、偶然にも此運動に聲援を與ふるに至れり。蓋し普佛戰爭後、獨逸の經濟社會に直接の影響を及ぼしたるは、佛蘭西の支拂へる

賠償金にして、其一部は爲替に依て決濟せられたれども、現金を以て輸送せられたるものも亦少なからず、其結果、輸出貿易額は増加せざるに、輸入貿易額は著しく増加し、内國の物價騰貴に加ふるに、政府が軍備、鐵道敷設、其他種々の官業を擴張し、官用品として製造品を需要する爲めに、工業に非常なる刺激を與へ、終に投機熱の勃興、生産の過剰を來し、千八百七十三年の恐慌を惹起して、經濟社會に非常の慘害を及ぼすに至れり、殊に當時最も困難を極めたるは、漸く萌芽を發したる製鐵業にして、戰後經濟社會の膨脹に連れ、各種の方面に需要の高増加し、千八百六十一年より七十年に至る平均相場は一噸六十九馬克なりしに、千八百七十一年には七十二馬克六に、千八百七十二年には百廿五馬克四に、千八百七十三年には百四十三馬克六に騰貴したれども、恐慌の後には各種の需要、頓に減退して、價格は下落し、生産品は市場に堆積して、當業者に非常の苦痛を與へ、(註一)紡績業、織物業も亦同一の状態に陥れり、其後經濟上の秩序恢復し、物價も亦騰貴の緒に就きたれども、經濟社會の疲弊せる間に、英國は之に對して劇烈なる競争を試むるに加ふるに、收穫不良の爲めに農業にも不振を來し、農工業共に悲境に沈淪するに至れり。

(註一) Lotz-Ideen, s. 129—32.

斯く經濟社會の全般に至る不景氣に際しては、一國の商業政策に何等の影響を及ぼすは當然の勢なり、即ち内國の産業に對する外國の競争を防遏し、以て内國市場を内國産業に確保するの議論を生じ來り、殊に獨逸製鐵業の如き幼稚なる産業は、生産條件の優越せる英佛兩國製鐵業に對して、保護を加へられざるに非ざれば、到底存立維持の見込なきは一般の認むる所と爲れると共に、政治上の改革に伴ひ、獨逸帝國をして經濟上の獨立則ち自給自活の地位に立たしむ可きの議論は、亦政治家の腦裡に上り、相重なりて保護政策の根據を強くし、或は一時不景氣の救濟策として、或は永久の經濟策として之を主張するもの日に多きを加へ、終に千八百七十六年の始、保護政策實施の目的を達する爲めに、獨逸工業中央組合 (Centralverband der deutschen Industriellen) なるもの組織せられ、製鐵、紡績、曹達、砂糖、其他種々の製造業者、之に屬して盛に運動を開始し、其第一着手として千八百七十七年一月一日より實施せらる可き鐵、鐵製品の輸入税減免を中止せしめんとして、盡力したり。(註二)

(註二) Zimmermann—Die Handelspolitik des deutschen Reichs, s. 236—39.

民間に保護政策の議論盛なるに隨て、之に對する政府の意嚮如何を見るにビスマルクは千八百七十五年十一月二十二日議會に於ける演説に於て、獨逸は範を英國の關稅則に取り、保護關稅を排除して、少數の貨物にのみ課稅し、有稅品を十乃至十五に減少して關稅則の統一を謀り、以て國庫收入の増加を期さざる可からざる旨を公言したれども、(註三)此際、既に方針一變の意ありたるは之を蔽ふ可からず、從來政府部内に於て自由貿易論を代表したるデルブリックは千八百七十六年職を辭し、此時よりビスマルクは獨自の意見に據て商業政策の方針を定むることゝ爲れり、而して此際最もビスマルクの心を動かしたるは内國に於ける保護政策の運動、露西亞に於ける關稅増率の影響等にして、漸次保護政策に傾く所あり、現に千八百七十六年十月の内閣會議に於て、翌年一月より實施せらる可き鐵輸入稅の減免を中止す可きの意見を述べ、僅に大藏大臣カムプハウゼンの反對に依て、此事なきを得たり、隨て鐵輸入稅は豫定の如く千八百七十七年より減免せられて、自由貿易論の勝利を告げたれども、既に民間に有力なる保護政策論起り、帝國宰相も亦之に賛成するに於ては、獨逸自由貿易の前途知る可きのみ、大勢の趨く所、明瞭なりしが、更

に此勢を速ならしめたるものは商業政策に於ける農業の地位一變したること是れなり。

(註三) Helfferich—Handelspolitik. s. 130.

既に説明したるが如く、從來獨逸の農業者は自由貿易を主張し、政府が商業政策上、自由貿易を方針としたるも、實に此勢力に依る所、少なからざりしは、明白の事實なるに、此間に世界市場に於ける農業の状態は、著しく變動し、現に獨逸の如き、是まで外國へ穀物を輸出し、英國の如き其重なる市場なりしに、世界交通機關の發達殊に米國に於ける鐵道の普及に加ふるに、獨逸の農業は新開國に於けるが如く、盛なるを得ざる等、種々の原因より、漸次外國へ輸出の道を失ひ、却て内國市場に於て露國并に米國より輸入し來る農産物の爲めに、劇烈なる競争を蒙り、又一方には地方の人民は漸次都會に移住し、工業労働者として利益ある職業に就くの傾を生じたるを以て、農業は工業に労働者を奪はれて、其生産力を減殺せらるゝに至れり、斯く獨逸農業の地位變動すると同時に、商業政策に於ける利益關係も亦從來と趣を異にし、以前は自國産物の輸出を容易ならしむるを主眼として、自由貿易を主張し、若

しも自國が外國の輸入品に課税するに依て外國も亦自國の貨物に課税するが如きことあらんか。輸出品の販路に大妨害を來し、農業の利益を傷く可しとして之に反對したりしに、今や外國輸入品の競争に依て苦しめらるゝは、工業のみに非ずして、農業も之と同一の地位に在り、且つ輸出貿易上に特に利害の關係なきに至りたりとすれば、寧ろ外國農産物の輸入を制限し、農業自身保護の惠に浴するを以て得策と認むるは、自然の勢なる可し。

斯く農業の利害關係一變し、工業家と共に保護政策の實行を要請するに至れるの一事は、ビスマルクをして益々保護政策に關する決意を固からしむるに力ありたるは論を俟たず。而して此外にビスマルクの政策を左右したるは帝國財政の狀態なり。即ち帝國組織以來、國事多端にして年々歳出入の均衡を得ず、財政上困難なる狀況に在りて、各聯邦州より帝國政府へ致す納付金は年々増加して已むとなし。然るにビスマルクは此納付金を以て貧窮救助金と同一視し、帝國政府が此資金を收受すること多きに隨て、自然聯邦州の歡心を結ぶの必要を生じ、政治の實際に不良の結果を來す恐あるのみならず、經濟上より考ふるも之を負擔する實力の如何

に拘はらず、單に人口を標準として、各聯邦州の負擔額を定むるは不公平なりとし、納付金に代ふるに、租税の收入を以てし、其收入には間接税并に海關税を以てするの便宜なるを認め、保護政策の實行を機會として、財政上にも國庫收入増加の目的を達せんとしたり。而して當時學者社會の所説を見るも、彼のナッセー氏の如き獨逸の工業は今日其創始の時代に要する保護を必要とせず、又一時の困難に眩惑して、地主に現在の借地料維持を保證するは誤まれり。今日保護關稅として要請する所、少なきも、他日の要求は必ず大なる可しとしたるが、一般に保護論に左袒し、又コンラッド氏の如き工業保護税の得失に就て多少の疑念を懷きながら、尙ほ一時の救濟策として農業保護の必要を認め、(註四)帝國議會の内にも既に保護論の勢力普及し、千八百七十八年議員二百四名の連署を以て、關稅改革の必要を論じたる意見書を公にしたり。(註五)

(註四) Dietzel—The German Tariff Controversy. Quarterly Journal of Economics, 1903, pp. 386—87.

(註五) Blum—Das deutschen Reich zur Zeit Bismarcks, s. 310.

而して此際、佛蘭西は千八百七十八年三月を以て關稅則を改正して、保護政策を

取り、獨逸の輸出貿易にも相當の影響を及ぼさんとするより、ビスマルクは内外の形勢に於て、商業政策の問題を不問に付する能はず。先づ保護政策實行の一着手として、帝國議會の内に鐵、織物并に紡績業に關する調査委員會を設け、且つ各聯邦州の大藏大臣をハイデルベルヒに召集して意見を徴し、同年末にはビスマルク自ら一片の意見書を議會へ致し、獨逸が從來他國と比較して、海關稅の收入に乏しき事實を擧げ、今後租稅は直接稅に代て間接稅に取るの必要あるを以て、成る可く各種の輸入品に課稅す可く、唯、綿花の如き獨逸に於て全く生産せられざるか、又は生産せらるゝも、供給不充分なる原料品に限り、輸入を自由ならしむ可しとし、獨逸と通商上の關係ある諸國が高率の輸入稅を課する以上は、獨逸に於ても亦同様の手段を取るに躊躇するの理由なしとし、又從來保護政策を非難する者は、其社會の一階級に損失を蒙らしめて、他の階級に利益を與ふるの事實に論據を置くの常なるを以て、斯る非難を避くる爲めには、總て内國全體の産業をして、外國の競争に對して利益ある地位に立たしめざる可からず、此場合に於ても尙ほ全く生産に従事せず、唯貨物を消費するの地位に在る少數者のみ獨り損失を蒙るが如くなれども、然

も、此制度の下に於て一國全體に生産せらるゝ價格の總額増加し、國富増進するときは、生産に従事せざる社會殊に定額の所得に依頼して生活する官公吏の如きも亦利益する所ある可しとしたり。

以上はビスマルクの所謂國家全體の生産保護法(Schutz der gesamten nationalen production)なる政策に淵源し、又其議論の根據とする所にして、是等の見地に依て適當の方案を立て、之を審査する爲めに、特に十五名の委員より成る委員會を組織し、千八百七十九年一月より審査に従事し、同年七月に至て關稅法を制定し、其一部は同年十月より、他は翌年一月より實施するとなれり。有稅品の重なるものを擧ぐれば穀物に於て小麥、大麥等は百基に付き一馬克、其他の穀物は五十プフェニヒ半製品既製品の内にて銑鐵は百基に付き一馬克、熟鐵は二馬克半乃至三馬克、鐵製品は二馬克乃至六馬克、毛織物は三馬克、綿織物は四十八馬克、綿製品は八十馬克、硝子製造品には八馬克乃至十馬克にして、此他植民地產物、石油、煙草、酒精、葡萄酒等には何れも國庫收入の目的を以て課稅したる等、從來の關稅則と全く趣を異にしたり。即ち其要點として著しきは(一)食料品に對する課稅、(二)半製品既製品に對する課稅に

して製造品中勞力を要すること多きものには、保護の程度を厚ふして、以て内國に於ける勞働者使傭の途を増進せしめんとしたり。唯(三)原料品を免税したるは、食料品課税の爲めに既に多少の損害を免かれざる工業を保護すると共に、農業に對し、遽に保護を厚くするの必要なきを以てなる可し。而して之と同時に鐵道賃率をも改め、獨逸國內に産出せらるる貨物の輸入を困難にし、獨逸の産業と競争せざる貨物の輸入を容易ならしむるの目的を以て、賃率を制定し、商業政策と鐵道運賃とを相連結せしめ、双方相對して保護の手段を全ふせんとしたるの一事もビスマルクの政策として見る可きもの一なり。

今、千八百七十九年の新關稅則實施の結果を見るに敢て良好と云ふを得ず。一産業の保護は他の産業に損害を及ぼすの原因と爲り、政府は原料品を免税品の項に置きたれども、尙ほ他の産業の補助品にして課税せらるるもの少なからず。此點より直に不公平の關係を惹起せるのみならず、鐵の如き税額の大なるに拘はらず、課税後の相場は却て課税前よりも低落し、織物業は織絲に對する課税の高き爲めに、毫も事業の發達を示さずして、却て輸出を困難にし、石鹼業者は獸脂并に油税の廢

止を希望し、機械業者は鐵、鋼鐵の相場騰貴して、英國の同業者と競争する能はざるを嘆ずる等、一事業に對する保護が累積的に他の事業に影響を及ぼせるの事實は頗る明瞭となり、又穀物課税の結果に就て見るも、當初は課税前に於ける見越輸入の増加并に其前後に於ける投機取引に依て、相場に多少の下落を來したれども、課税後は漸次騰貴して、空前の高直を現はしたる一方に、又賃銀の上進之に伴はず、産業上の變動より却て多數の失職者を生じて、勞働者を苦しむると、爲れり。然も政府并に保護論者は之を以て保護政策の弊害なりと認めず、唯千八百七十九年の關稅則は保護の第一着手として、多少の保護税を課したるに止まれば實施の結果、不満足の點あらんか。満足の結果を得るまで保護を厚ふするの外に道なしとして、工藝品に對しては千八百八十一年、八十二年并に八十五年に、農産物に對しては千八百八十五年并に八十七年に税率を増加し、益々保護を加へて其効果を全からしむるを期したり。隨て千八百七十九年と千八百八十五年とを比較するに、有税品の税率に増加を來せること左の如し。

	一八七九年	一八八五年
小 麥(百基)	一	三
ライ 麥同	一	三
大 麥同	一	二
蕎 麥同	一	一
メイヅ同	五〇	一
麥 芽同	一、二〇	三
材 木同	一、五〇	六
レ ス同	一二、五〇	一七、五〇
絹 織物同	九〇〇	一二〇〇
絹 布同	四五〇	六七七、七五
造 花同	三〇〇	八〇〇
綿 織物同	三六	七〇
絹 絲同	一〇一	二〇〇

馬 (一頭) 一、二
 牛 同 二、三

保護は一時の應急手段として利用せらるゝものにして、或る時期を通じて適用するときは、其間に保護事業發達して、保護を要せざるに至る可しとは保護論者の唱ふる所なれども、右の表を見るときは此議論たる一片の空想に止まり、保護政策を實行して年を経るに隨ひ、漸次保護の重きを致す事實あり、獨逸が千八百七十九年實施したる税則に於ては溫和なる保護を主眼としたるに、六年後の税則に於ては、税率は何れも二三倍に増加したるが如き、此事實を證明するものにして、保護論が名を一時の手段に藉るの根據なきは疑を狭むの餘地なしと云ふ可し、而して斯く獨逸の保護政策が漸く極端に逸するに隨て、外國と條約上、税率を協定するの困難と爲れるは勿論にして、伊太利、西班牙、瑞西、希臘とは税率を協定したれども、瑞西との協定を除き、他の協定則には毫も重要なる有税品に就て税率を束縛したるものなく、埃地利、白耳義、和蘭、瑞典、那威の諸國とは通商條約に於て、單に最惠國條款を規定するに止まり、税率を協定するに至らず、英佛兩國に對しても、從來の最惠國

條款を繼續するに止まれり。故に獨逸は殆ど外國輸入品の全部に國定税則を適用し、協定税則に依て國庫收入又は内國産業保護の目的を阻害せられず、事實上、關稅に就て自主の權利を收めたり。千八百七十七年と千八百九十年とを比較して、關稅の收入が一億三百七十萬馬克より三億五千七百七十萬馬克に増加したるが如き、要するに國定税則適用の結果に外ならずと雖も、之と同時に一方に於ては外國關稅則改正の影響を受け、獨逸輸出貿易の他位を不安全ならしむるを免かれざりしが如し。當時外國に於ける關稅則の變遷を見るに露西亞は千八百九十年并に千八百九十一年の兩度に關稅則を改正して獨逸と同一の方嚮に向ひ、殊に後の改正に於ては化學工藝品の稅率を増加し、獨逸の産業に損害を及ぼすこと少からず。佛蘭西に於ても、保護政策は着々其歩を進め、獨逸の關稅改革に對抗するの意味より、千八百八十一年殆ど全部の有稅品に對する稅率を引上げ、翌年更に砂糖、牛肉、穀物稅に増率を加へ、千八百九十二年新に最高最低稅則を制定したるが、之を千八百八十一年の稅率と比較するに多きは七割、少なきも四割内外の高率に在り。即ち歐洲諸國は互に關稅の障壁を築ひて、自他の貿易を阻害するの狀ありたる折柄、米國も千

八百九十年マツキンレー稅則を制定し、其結果、歐洲諸國の重要產物は米國の市場を閉鎖せらるゝことゝ爲れり。

固より歐洲大陸諸國并に米國の保護政策は各國特殊の事情に出づるものにして、必ずしも獨逸の保護に依て馴致せられたるに非ずと雖も、尙ほ獨逸が率先、保護關稅則を制定したるが爲めに自ら此機運を開けるの趣なしとせず。蓋し前記諸國が關稅を増加する主要の目的は、内國産業の保護に在りと雖も、他の半面に於ては、他國をして稅率を低減せしむる手段に供するの意あるや論なし。然るに實際の事實は之に反し、一國に於ける關稅増率は他國の關稅増率を促して、双方底止する所を知らず。此關係は獨逸、埃地利間の事情に就て最も明白に之を認むるを得。即ち千八百七十九年并に八十一年、獨逸が農產物に對して輸入稅を賦課し、又之を引上げるや、當時埃地利は露國と並んで獨逸へ農產物を供給するの他位に在り。隨て此稅則改正に依て自國の輸出貿易に打撃を蒙れるを以て千八百八十二年製造品并に農產物に對する稅率を引上げ、續て千八百八十五年獨逸が小麥其他穀物の輸入稅を百基に付き三馬克に引上げたるに對し、埃地利は千八百八十七年製造品の稅

率を引上げ、獨逸も亦同年穀物の輸入税を五馬克に増加したる等、一方の關稅増率は他方の報復を招き、他方の報復は一方をして再度の増率を企てしむるの結果と爲れり。(註六)斯く外國が保護政策を取り、殊に報復の意味を以て獨逸の産物に重税を課するに於ては、獨逸の輸出入貿易が不利益の地位に陥るは、已むを得ざる所にして、試に千八百八十年來獨逸の輸出入貿易を見るに左の如し。

輸 入		輸 出			
一八八〇年	二八一九 <small>百万馬克</small>	二八九三 <small>百万馬克</small>	一八八六年	二八七七 <small>百万馬克</small>	二九八四 <small>百万馬克</small>
一八八一	二九六二	二九七五	一八八七	三一一一	三二三四
一八八二	三二二八	三一八八	一八八八	三二七一	三二〇四
一八八三	三二六三	三二七〇	一八八九	三九九〇	三二六五
一八八四	三二六〇	三二〇三	一八九〇	四一四六	三三二七
一八八五	二九三七	二八五九	一八九一	四一五一	三二七六

一八八九年來輸出入共に著しく増加したるは、一八八八年十月以後漢堡アレイメンが關稅區域に加入し、兩地の貿易統計中に加算せられたるに基く。

右の表に據るに、輸出入貿易共に國勢一般の發達に比例して、増加の遅々たるものあり、殊に輸出貿易の振はざるは、全く外國關稅則の改正に據るものあること、明白の事實なるを以て、此場合に際會して獨逸の商業政策上、當面の問題と爲れるは、獨逸は米國、露西亞等に於て高度の保護稅則を適用せんとするに當り、之と共に益々相互の通商を排斥するの目的を以て進み、自給自活の帝國たるの方針に近づく可きか、又は斯る經過の甚だしからざる間に、其進行を防遏し、國際間の親睦を主眼として、將來歐洲の通商制度を組織するに有力なる地歩を占む可きか、即ち一度び脱離したる互惠主義の稅則に復歸す可きか、其一を選んで處決せざる可からざること、爲り、(註七)獨逸の國情は終に第二の方針を取らしめ、千八百七十九年來端緒を發したる保護關稅則の作用に、多少の變局を來したり。

(註六)Zimmermann, s.302.

(註七)Diezel—German Tariff Controversy, Q. J. E. 1903, p. 366.

第三節 カプリヴァ井の通商條約締結

思ふに千八百七十九年保護關稅則制定并に其後の關稅增率に際して、或は他國の爲めに報復を受くるの危險なきや、獨逸の掛念して已まざりし所にして、其後不完全ながら各國と通商條約を締結し、最惠國條款を約したるを以て、特に報復を受くることなかりしと雖も、尙ほ壞地利の如き獨逸産物に重稅を課して、事實上、報復と同一の結果を來したるのみならず、他の諸國に於ても、續々國定稅則を改定し、條約に於て稅率を協定せざりし獨逸は、此國定稅則に支配せられざるを得ず、隨て獨逸輸出貿易の消長は、一に對手國の政策如何に據て左右せられ、毫も自國貿易の安全確實を期する能はず。換言すれば、最惠國條款のみを有する條約を締結するときは、國定稅則に據る保護關稅則に依て内國の農工業者に内國市場を確保するを得べしと雖も、輸出貿易の維持擴張に必要な外國市場に於ける販路に就ては、何等の保證だも得る能はず。然るに多少經濟の發達したる國が外國市場に貨物を輸出して、他と競争する場合には、永久に貿易上の關係を維持繼續すること最も必要なるに、其保證を缺くこと右の如くなりとすれば、到底輸出貿易の發達を期すると難し。茲に於てか獨逸に於ては外國と相互に或る程度まで市場を開放し、假令ひ

之が爲めに自國關稅自主の權利を束縛せらるゝも、之に依て外國々定稅則の改正より貿易上に蒙る意外の變動を避くるを得策とするの説を生じ、又壞地利、伊太利、露西亞の如き農産物を供給する國と稅率を協定するには、獨逸に於て農産物の稅率を低減し、白耳義瑞西等をして讓歩せしむるには、獨逸に於て先づ製造品に對する稅率を低減し、以て互惠の方針に出づ可きの必要も、亦一般に承認せられたり。而して一方に農産物に對する課稅の結果を見るに、大に世間の人氣を傷けたるの觀あり、即ち農業關稅に伴ひ、第一に現はれたるは穀物相場の騰貴にして、今千八百八十年より同九十一年に至る十餘年間、伯林に於ける小麥并にライ麥一噸即ち千基の相場を比較するに左の如し、(註、一)

小 麥	ライ麥	小 麥	ライ麥
一八八〇年	二八一馬克	一八八六年	一五一
一八八一	二一九	一八八七年	一六四
一八八二	二〇四	一八八八年	一七二
一八八三	一八六	一八八九年	一八八
			一五六

一八八四	一六二	一四三	一八九〇	一九五	一七〇
一八八五	一六一	一四一	一八九一	二三四	二二一

(註一) *Deutsche Agrarzölle. Schriften des Vereins für Socialpolitik. LXXXI. s. 27-8.*

右の表に據るに、農業關稅は千八百八十七年迄穀物相場の低落を防ぐ能はざりしかども、同年以後形勢一變し、千八百九十年并に千八百九十一年の兩年に於て、其甚しきを見るのみならず、ライ麥は獨逸入多數の消費する麵麩の原料なるに、其騰貴は小麥に比較して殊に著しきものあり。蓋し獨逸は千八百七十九年まで原料品食料品を無稅としたるが故に、英佛、白等自國と競争の位地に在る工業國よりも低廉に食料品の供給を受けたるは勿論にして、又米國は原料品、食料品の供給に於て獨逸よりも更に便利なる地位に立つと雖も、當時工業發達の程度より云ふときは未だ獨逸の敵とするに足らず。然るに右の如く食料品の價騰貴するに加ふるに、材木其他半製品に對する課稅も漸次其影響を波及し、一方には米國が工業國として地歩を占むるに隨ひ、極端なる保護關稅則を實施して、獨逸の競争品を排斥せんとするに於ては、獨逸輸出貿易が不利益なる境遇に陥るは必然の勢にして、外國關稅

則の改正と共に、内國穀物の相場騰貴に依て蒙れる損失も甚だ大なるを認めざる可からず。(註二)食料品の相場騰貴は自ら内國多數の消費者の反對を招き、非難の聲を絶たざるのみならず、一方に工業は種々の原因より漸次發達して、外國競争品の輸入を制限する必要を感ずること、從來の如く緊切ならず、寧ろ他國をして保護關稅則の境界を撤去せしめ、輸出貿易上に便宜を得るの必要を認め、外國をして保護關稅則を改めしむるには、獨逸先づ農産物の稅率を低減せざる可からずとし、農業關稅の低減を以て稅率協定の基礎とし、輸出貿易擴張の手段に供用すると共に低廉なる食料品の供給を受くるの道を開ひて、以て競争上、有利なる地位に復舊せんとし、多數消費者の利害關係と相合して、自ら輿論を支配するに至れり。

(註二) *Lotz, Handelspolitik des deutschen Reichs (1890-1900). Schriften des Vereins für Socialpolitik. N. II. s. 53-54.*

獨逸が一度び保護關稅則を實施して、十年内外を經過するに過ぎざるに國情の變遷、斯の如し。商業政策の方針も、亦國情に適應して相當の改正なかる可からず。千八百九十年ビスマルクが帝國宰相の職を退くや、其後任カブリヅ非は前任者と同一方針に據るの不可なるを認め、殊に當時米國はマッキンレー關稅則を制定し

將に同年十月を以て之を實施せんとし、其曉には獨逸紡績業、織物業に打撃を蒙る可きこと歴然たるものあるより、益々其決意を固くしたるものゝ如し。然れども當時佛蘭西、露西亞、并に米國は保護政策を固執して、容易に他國との協定に依て其方針を改む可しと思はれざるを以て、是等の國と困難なる協定を敢てするよりも、寧ろ獨逸と同じく是等の國の保護政策に依て、輸出貿易に打撃を蒙れる塊地利、瑞西、伊太利、白耳義と協商を開始すること、其効果を收め得るの道なる可く、是等の國との通商條約は、何れも千八百九十一年を以て期限満了するの定めなるを以て、先づ獨逸皇帝自ら此事に斡旋し、千八百九十年夏、獨逸兩國の皇帝シレシアに會合し、同年冬、宰相カプリツキは塊都維納に主張して、商議を重ねたるの結果、千八百九十一年五月兩國の間に通商條約成立し、獨逸は穀物、半製品、鐵、紙、硝子の輸入税を低減したるに對して、塊地利は織物、鐵、機械、硝子、其他製造品の税率を低減したり。今、穀物の税率に就て獨逸の國定税則と獨逸通商條約に於ける協定税則とを比較するに左の如し。

國定税率

協定税率

小麥并にライ麥(百基)	五	三五
オトト	四	二八〇
大麥(全)	二、四〇	二、
メ	二、	一、六〇
麥(全)	四、	三、八〇
麥粉(全)	一〇、五〇	七、二五

獨逸條約の成立を第一着手として、獨逸政府は續て千八百九十一年夏以來、瑞西、伊太利、白耳義の諸國と條約を改正し、單に最惠國條款を有するに止まらず、各國の國情に適する税率協定を約し、千八百九十二年二月一日より千九百三年十二月末日までを有効期限とし、此期限後と雖も締盟國が十二箇月以前に解約を申出でざるときには、一年を期限として、漸次繼續することゝしたり。獨逸、伊、白、瑞、數箇國の間に條約圈を設け、所謂中央歐羅巴關稅同盟組織の端緒を開かんとしたるもの是れなり。(註三)

(註三)條約の内容に就ては Lohz—Die Handelspolitik des deutschen Reichs. s. 80—84. 參照

千八百九十一年十二月帝國宰相が右の諸條約を議會に提出して、批准を求めたる際、輿論は如何に之を迎へたるや。政府の理由とする所は議會に配布したる覺書に依て之を窺ふを得べし。即ち曰く税率を協定せず、最惠國條款のみを有する條約の締結は、獨逸をして專斷的保護稅則に依て、國內の製造業者に内國市場を保證するを得せしむるを妨げずと雖も、我輸出貿易に最も重大なる外國市場の維持には最少の保證をも供することなし。經濟の發達したる國の國際的競争が、生産の増加と共に漸次劇烈ならんとするもの今日に於ては、國際間に於ける永久の交通は、適法に貨物を交換するの形式に於て始めて之を達するを得べく、此事たる關稅に於ける自主の作用に、適宜制限を加ふるの已むを得ざらしむ。現在の商業關係に於ては、獨逸は自ら斯る制限に服し、自國の貨物を以て他國より輸入する貨物の支拂に充つるの道を設くるに非ざれば、輸出を維持する能はず。即ち通商條約は今日の制度に於て、到底得る能はざる外國貿易の安全と確實とを收め、獨逸の地勢、企業の實際より、特に重なる市場との關係を密接にするの利益あり。今日工業に必要な保護を保留すると共に、外國貿易の爲めに外國市場を擴張するは、通商條約の主眼と

する所にして、從來の如く獨逸が國定稅則の税率を引上げるに隨て、他國も亦之に準じて税率を引上げ、以て獨逸の利益を減殺するの弊害を絶つを得べし。獨逸は從來の關稅則に依て、内國産業の發達を謀り、今や其産物の産額甚だ多く、之に對する市場が内國に限らるゝときは、直に生産過剰の損害を蒙るを以て、宜しく條約に依り新に海外に市場を開くを適當の政策とすと、理由とする所頗る明瞭なれども、千八百七十九年端を發して爾來十餘年間繼續せる保護政策と、牴觸するを以て、固より多少の反對を免かれず。農業者の如き條約締結の協議中より、農産物輸入稅の減率に就て反對の意見を發表したるのみならず、前宰相ビスマルクも亦、地利との條約を以て、農業と工業との關係を疎隔し、外交政略と經濟上の利害とを混淆するものとして、之に非難を試みたり。(註四)

(註四) Helfferich—Handelspolitik, s. 143.

然るに此際條約の批准を促するに、有力なる事實を生じたり。即ち千八百九十一年歐洲諸國に於ける農産物不作の結果、穀物の相場暴騰し、露國は同年七月三日ライ麥の輸出を禁止し、續て十一月三日小麥の輸出を禁止せるより、從來露國に多額

の穀物供給を仰げる獨逸の困難、一方ならず、此困難は獨逸國民をして、穀物稅低減の必要を感得せしむる實物教訓となり、通商條約は此勢に乗じて十二月十九日議會の批准を收めたり。然るに條約批准後、内國に於ける穀物收穫の増加と、米露兩國より來る輸入の増加と相重なりたる爲め、穀價は連年低落し、千八百九十一年と爾後數年との穀物百基の相場を比較するに、其差違の甚だしきを認む。

取引地 一八九一年 一八九二年 一八九三年 一八九四年

小麥	キヨルン	二二二 ^{馬克} 二	一九 ^{馬克} 二	一六 ^{馬克} 四	一四 ^{馬克} 一
麥粉	同	三一、	二六、二	二二、一	一九、二
ライ麥	同	二二、二	一九、一	一五、二	一二、七
大麥	マンハイム	一八、七	一六、八	一七、七	一五、三

穀價低落の勢、斯く急劇なりしを以て、政府が千八百九十三年の後半、セルヅキア、西班牙、羅馬尼の諸國と第二次の通商條約を締結するに當ては、農業者の反對運動益々盛なりしが、政府は敢て初志を譲さず、殊に他日露國と紛争を醸して同國より穀物の輸入杜絶したる場合には、羅馬尼をして専ら食料品を供給せしむるの意あ

りたるを以て、種々の困難を排して終に條約を成立せしめ、大に獨逸輸出品に對する市場の範圍を擴張し、之に依て他の保護國と對峙するの地を成したるのみならず、露國とも劇烈なる關稅戰爭を経過したる後、稅率協定の主義に基く通商條約を締結するを得たり。

元來獨露兩國商業上の關係は、常に圓滑を缺きたれども、兩國貿易の増加は著しく、千八百九十年露國に於ける獨逸貨物の輸入高は一億三百萬ルーブルにして、其三割は製造品の輸入に係り、又獨逸に對する露國の輸出高は二億七千萬ルーブルにして、其九割五分は食料品、原料品、其他未製品の類に係れり。隨て千八百九十一年の統計に據れば、獨逸に於ける穀物輸入高の五割三分は露國より來り、又獨逸に對する露國穀物の輸出は輸出高全體の六分の一を占むるの事實を示し、又獨逸は主として露國へ向け鐵、鋼鐵、鐵製品、藥品、石炭、骸炭、陶器、セメント、麥粉の類を輸出し、露國へ輸入する羊毛、綿花にして獨逸を経由するもの亦少からざりしが如し（註五）從來獨逸が露國に對して非難を加へたるは、其關稅の高率なるの一事に在り。即ち露國は千八百八十一年より千八百九十一年に至るまで、前後八回關稅率の引上を實

行し、千八百九十一年には千八百五十年來未曾有の高率に上れり、而して是等の税率は各國に對して同等に適用せらるゝものなれども、露國が關稅則の一原則として、海上經由の貨物と陸上經由の貨物との間に區別を設け、前者に恩惠を與ふるの結果、獨逸は鐵、石炭の輸出貿易に就て、英國と競争する能はざるの地位に立ちたり。又露國は從來協定稅則に依て、内國稅權の作用を束縛せらるゝを不便なりとし、協定の方針に出づるを避けたるが、前記の如く千八百九十一年來獨逸が各國と條約を締結して、最惠國條款并に協定稅則を規定したる爲め、奧地利、伊太利、瑞西、白耳義諸國は各自の通商條約に定めたる協定稅則に據り、米國、セルヰア、ブルガリヤ、土耳古は最惠國條款に據り、何れも獨逸關稅則に定めたる低率の下に穀物を獨逸市場へ輸入し得るに反し、露國穀物のみ國定稅則に於ける高率の課稅を受くることゝ爲れるより、密に獨逸に對して條約締結の希望を懷くに至れり。

(註五) Arndt-Zum Abschluss eines neuen deutsch-russischen Handelsvertrages. Schriften des Vereins für

Sozialpolitik. XCH. s. 12-20.

茲に於てか、千八百九十一年末頃より露獨兩國の間に通商條約締結に關する交

渉開始せられ、露國は自國の農産物に對し、協定稅則の適用并に或る原料品の自由輸入を獨逸に請求し、其條件として自國は或る讓歩を爲すを辭さゞれども、金屬、織物、藥品、砂糖に對しては税率を低減し得ざる旨を通告したり。然るに獨逸にして、此條件を基礎として條約を締結せんか、露國は輸出貿易の八割に減稅の利益を受くるに拘はらず、自國は之に對して著しき利益を受けざるを以て、之を理由として露國の提議を排斥し、更に露國は關稅則を簡單にし、境界に於ける通商を自由にし、海上經由と陸上經由とに依る區別を廢止し、有稅品の約五分の四に税率を低減す可き旨を主張し、一兩回の交渉を重ねたれども、談判不調に歸して、終に關稅戰爭を惹起し、露國は千八百九十三年八月以後、自國へ輸入する獨逸貨物には普通稅額の外に、附加稅として既製品に三割、半製品に二割の課稅を爲し、獨逸は之に對し關稅法に定たる報復條項に據り、露國より輸入する有稅品に五割の附加稅を課して報復を試み、其結果、露國穀物に對する輸入稅は條約國穀物の稅額三馬克半に對して、七馬克半の多きに上れり。

此關稅戰爭が兩國の貿易に及ぼしたる損害に至ては、豫想外に出づるものあり。

先づ獨逸の方より觀察せんか、機關車の輸出は全く杜絶し、鐵の輸出は前年の半額、セメントの輸出は前年の三分の一と爲り、輸出業者、製造業者の蒙る損害の甚だしきのみならず、露國貨物の輸送、取次等に依て衣食したる者は、其業を奪はれ、鐵道は運賃收入を失ひ、船舶は露國の港灣に寄航する能はざることとなり、中繼貿易の衝に當れる沿岸諸市は殊に損害を受けたり、而して一方に露國は千八百九十三年農産物の收穫豊饒なりしに拘はらず之を獨逸へ輸出するを得ず、其一部は空しく内國市場に堆積せり、試に兩國輸出貿易の消長を見るに左の如し

獨逸に對する 露國の輸出		露國に對する 獨逸の輸出	
一八九〇	一七八	五四	百萬馬克
一八九一	一九三	五八	
一八九二	一三八	三八	
一八九三	一三三	三五	
一八九四	一四八	五四	

斯くて兩國共に損害の甚だしきを實驗したるを以て、自然關稅戰爭を繼續し、強

て一方を壓倒せんとするの不得策なるを認め、殊に獨逸は貿易上、露國に反抗して極端に涉るときは、之が爲めに佛露同盟を鞏固ならしむるの結果あるを看取したるより千八百九十三年末頃に至て兩國和協の緒に就き、交渉を重ねたる後、千八百九十四年二月兩國間に條約の調印を見るを得たり、而して此條約に依り獨逸は露國に最惠國の取扱を與へ、麻、種油、羊毛に對する課稅を免除し、露國も亦之に對して有稅品百二十の稅率を低減し、革製品に二割、鐵に一割七分乃至二割、鐵製品に一割八分、土器に一割七分乃至二割、紙に一割七分、綿絲に一割二分乃至三割の減率を加へたる等、其重なるものなり、尙ほ此以外に露國は今後關稅則を簡單にし、陸上經由と海上經由との貨物の間に稅率を區別せざる旨を約し、獨逸は普魯西の官有鐵道に於て、露國輸入業者の利益を傷くるが如き運賃率を定め、又運賃率其他運送上の取扱に關し、内外貨物を區別せざる旨を約したり、(註六)

(註六) Iotz—Die Handelspolitik des deutschen Reichs, s. 122—133.

British Foreign Office Reports on Tariff wars between certain European States, pp. 38—76.

右の條約は千八百九十四年三月議會の批准を得、同月二十五日より千九百三年

十二月末日を期限として實施せられたり、茲に於てかカブリヅヰの提案に成れる通商條約は獨逸と商業上の關係、密接なる諸國と締結せられ、稅則を協定して相互に貿易の増進を謀るの計畫、將に其緒に就きたり、(註七)固より獨逸外國貿易の發達殊に經濟社會の進歩は通商條約以外の關係に依る所あるを以て、其幾分が通商條約に起因するや、之を確むること困難なりと雖も、爾來獨逸貿易は輸出共増加し、外國より輸入する食料品の高は、漸次多きを加へ、之に對して製造工藝品を輸出し、海運業の發達、海外に對する資本放下の増加に隨て、貿易の權衡は輸入超過に傾き、次第に輸出工業國たる地位に進まんとしつゝあるは、協定稅則を有する通商條約に依て輸出貿易の安全を保證し、農産物の稅率を制限して、低廉なる食料品の供給を便にせるの結果に歸せざるを得ず、今、左に獨逸輸出入品の類別を擧げて、其輸出商工業國に進めるの事實を證明す。

一八六〇年調査(獨逸關稅同盟)

食料品	輸入	輸出	差額、(出超、)入超
	三〇七、六九二 <small>千馬克</small>	二七〇、四四七 <small>千馬克</small>	(三)三七、二四五 <small>千馬克</small>

原料品	四〇三、七五二	二三二、三九八	(一)七二、三五四
半製并に既製品	三六四、七六七	八七八、八九五	(一)五一四、一二八
其他	一八、九六九	一七、四三三	(一)一、五三六
其	一八九〇—一九五年平均		
食料品	一、六三二、八 <small>十萬馬克</small>	四八〇、五 <small>十萬馬克</small>	(一)一五二、三 <small>十萬馬克</small>
原料品	二、二五四、七	八八二、四	(一)三三七、二、三
製造品	一、〇三二、二	二、四七九、三	(一)二四四七、一
金	二四九、五	一七三、八	(一)七五、八

即ち獨逸は輸出工業者國たるの資格を備へ來れるものにして、若しも千八百七十九年來の方針を固執し、農業保護の政策を墨守したらんには、決して斯る結果を來したるを想像するを得ず、千八百九十四年と千九百年とを比較し、輸出貿易が二十九億六千二百萬馬克より四十六億千百萬馬克に増加し、僅々數年間に二倍に近き高に達したる一方に、千八百九十四年前には、増加の割合遅々たりしを對照せんか、勢、通商條約に重きを置かざるを得ず。

(註七)茲に注意を要するは西班牙との關係なり、蓋し獨逸、西班牙間には千八百九十三年通商條約の調印を了し、獨逸議會は之を批准したるに、西班牙の議會は之を否決したるを以て、獨逸は直に西班牙の貨物に最惠國の取扱を禁止して、國定稅則を適用し、西班牙も亦之に應じて同一の處置に出づるや、獨逸は千八百七十九年の關稅法に定めたる報復條項を修正して更に之を苛酷にし、始めて之を西班牙に適用して同國の貨物には十割の附加稅を課し、一時關稅戰爭を繼續し、千八百九十六年、西班牙の提議に據り、兩國共に國定稅則中の最低稅率を適用す可き旨を約したるが、互に對手國の市場に於て他國の競爭品に對し不利益の地位に立つを以て、結局千八百九十九年カロリン島買收の際、新に條約を締結して最惠國條款を認めたり。

第四節 農業關稅の復舊

前節に論ずるが如く千八百九十二年より千九百三年まで獨逸は國定協定兩稅則を併用して、關稅則を組織し、通商上の關係を確實にして、其間に利益する所少なからざりしが、然も此稅則を動かさんとするの運動は、直に國內に起れり、即ち外國穀物の輸入に依て不利益の地位に立つ内國農業家の利害關係と、輸出工業國たるを以て立國に不利益なりとする一部偏狹なる學者の所説と相合して、茲に至れるものにして、獨逸の人心に投合し、商業政策の方針を左右することゝ爲れり。

農業黨の所説は要するに政府をして内國經濟上に於ける農業の地位、重大なるを認めしめ、製造工業又は商業に先だちて充分に保護の手段を盡さしめんとするに在り、ビスマルクが宰相の職に在りし間は、畧ぼ之と同一の意見を持し、常に農業保護策に傾倒せるを以て、特に農業黨の運動を必要とせざりしかども、カブリウが宰相と爲るや、全く此政策を一變し、千八百八十七年の國定稅則に於て定まれる農業關稅を動かして、工業と農業とを同一の地歩に立たしむるのみならず、從來殆ど獨逸に於て販路を閉塞したる塊、露其他バルカン諸國の穀物に對して、市場を開きたるより、農業家は驚愕措く所を知らず、黨派を結んで劇烈なる運動を試み、獨逸通商條約の議會の議に上れる際の如き、農業黨の機關新聞は皇帝を以て農業者の仇敵なりと叫ぶの甚だしきに至れり、而して之と前後してシレンシャの農業家ルブレヒトの盡力に依り、農業協會(Bund der Landwirthe)なるもの組織せられ、伯林に於て盛大なる發會式を挙げ、會員の數、直に廿萬に達し、出版演説、其他各種の方法に依り、農業保護の目的を達するを期したり、其内、關稅則に關するものは、(一)農業并に之に附屬する事業に對し適宜關稅保護を加ふ、(二)如何なる場合に於ても、今日の程度よ

り農産物に對する輸入税を低減せず。又税率低減の結果を來す可き通商條約を締結せず。三) 農業殊に小作人の關係する副業、即ち砂糖、酒精に對する課税を輕減す。(四) 病疫の行はるゝ地方より來る家畜の輸入を嚴禁する等の諸項にして、其運動、活潑を極め政治上に勢力を張ると共に、事々にカプリツヅの施設に反對の態度を示したるより、終にカプリツヅは千八百九十四年十月辭職の已むを得ざるに至れり。而して其後任ホーヘンローへも農業黨を操縦するに非ざれば、政治上の進退自由なるを得ざるより、動もすれば其主張に聽從するの傾あり。現に千八百九十六年取引所法改正の如き此一例なれども、關稅則に就ては通商條約の規定嚴として効力を有し、其有効期限内は農業黨の勢力を以てするも、之に指を染むる能はず。然るに右條約は千九百三年を以て期限滿了するの規定なるを以て、千九百年前後に至ては、農業黨は益々勢力を張り、ホーヘンローへの後を繼ひて宰相と爲れるビュローも現條約滿期の際、新條約の基礎たる可き關稅則を制定するに當り、殆ど農業黨主張の全部を容れ、農業保護の方針に復舊したり。

ビュローが千九百一年七月議會へ提出したる關稅法案は、以上の見地に成れ

るものなるを以て、第一農業に過重の保護を加へ、第二最高最低稅則を採用し、二種の稅率を設けたるの二點に於て、其特色を示したり。而して斯く商業政策の方針を一變するに就て、政府は其理由を内國經濟社會の變遷に求め、左の說を立てたり。

關稅協定の政策は商工業の發達に資する所、甚だ大なりしと雖も、斯業の繁昌と共に労働者分配の不平均を來して、農業に害を及ぼしたり。即ち工業社會に於て收むる賃銀の多きに隨ひ、農業労働者は地方に於て低額の賃銀を得るに満足せずして、漸次都會に移住し、其結果千八百八十二年より千八百九十五年に至る間に農業労働者は人口全躰の四割三三八より三割六一九に減少したり。之が爲に農業労働者の賃銀も亦上進して、農業の生産費を増加せしめ、其利益をして各種産業中、最低のものたらしめたり。是れ特に農業に保護を要する理由なりとす。獨逸に製造工業起り、造船、電氣其他の事業の盛なるに隨て、農業が労働者を失へるは明白の事實にして、人民の多數は石炭産出地、又は工業地へ吸收せられ、農業を顧みるものなし。農業黨の領袖說を成して曰く、農業の利益を傷くるは外國の競争よりも、寧ろ人爲の特惠を受け、又巧に發達せる工業制度の爲めに、賃銀上進して精

密なる農業の維持を困難ならしむるに在り。費用の増加と収入の増加とは決して兩立し得べきものに非ずと。註二斯の如きは輸出工業國に於ける當然の事實なるのみ。然も此趨勢を防遏して、農業を維持するには必ず農業に關稅保護を加へて、農業に於ける生産費の増加を償はざる可からず。此他政治上の關係より、内國に於て消費する食料品は總て内國に於て供給す可きの説も唱出せられて、農業保護を立國の急務とするに至れり。而して從來の國定并に協定稅則を廢止し、之に代ふるに國定に據る最高最低稅則を以てするの趣意は、協定稅則の下に各條約國に對し國別に稅率を協定するときは、各國の國情に應じて一々異なる讓歩を必要とし、然も一國に與へたる讓歩は最惠國條款に依て他の條約國に均霑し、其結果、國定稅則制定の趣意を沒却するを以て、最高最低稅則に於て、豫め讓歩の極度を示し、通商條約に依て意外の讓歩を爲すの掛念を避けんとするものなる可し。今左に穀物に對する舊新稅率を示す。

小 麥	舊 稅 則 (百基)		新 稅 則 (百基)	
	國定	協定	最高	最低
大 麥	二四	二	六五〇	五
ライ麥	五	三五〇	六	五
オート麥	四	二八	六	五

ライ麥	五	三五〇	六	五
大 麥	二四	二	四	三
オート麥	四	二八	六	五

(註一) Mitteilungen des Handelsvertragsvereins, 1920, s. 41.

即ち新稅則の最低率を以て舊稅則の國定稅率と比較するも、尙ほ前者の高さを認む、以て農業保護に厚さを見るに足る可し。而して斯く農産物に重稅を課し、其消費者の負擔を加ふるに於ては、一方に工業に對しても此損失を償ふに足るの保護を與ふるは、自然の數なるのみならず、双方に保護を與へざるに於ては、一方の保護のみを目的とする稅則を成立せしむる能はず。茲に於てか政府は工業保護に對する方針を定め、大體に於て、(一)獨逸に産出せられざるか、産出せらるゝも供給の少なき原料品には在來の儘課稅免除の方針を繼續すれども、(二)加工の爲め輸入し來る半製品には、輸出貿易を妨げざる範圍内に於て課稅し、(三)既製品には稅率を重くすることゝし、此方針の下に生絲、羊毛、麻の如きは無稅、毛織物、綿布、綿絲等の稅率は在來の儘なりしが、毛織製品の稅率は一割五分より二割に、綿織製品の稅率は五割七

分より八割に、革製品の税率は五割より十割に引上げられ、ビスマルクの所謂國家全體の生産保護法の復活を見るに至れり。曩にカブリツキは議會に於て獨逸は最早農業國に非ずして、工業國なるを記臆せよと喝破したるに、此言を發してより十數年を経過したる千九百五年二月一日、時の宰相ビュローは議會に於て獨逸は今日農業并に工業國たるの地位に在りと公言したり。責任ある政治家が獨逸經濟社會に對する觀測の異なるも、亦甚だしと云ふ可し。

右の關稅法案は委員會の審査に付し、其審査を終るや、直に本會議に移り、千九百二年十二月十三日僧侶派保守派、國民自由派の一部相合して多數を成し、製造品に關する税率に就ては其細目を討議せしめず、一舉關稅法案の全部を可決したり。關稅法案既に通過して、關稅法成立せる以上は、之に準據して通商條約を改正せざる可からず。従來は關稅法に於て國定稅則を定め、各國と通商條約を締結するに當ては、對手國の狀況、對手國に對する貿易關係の厚薄に據り、適宜國定稅率以内に稅率を協定したるを以て、條約の締結を容易ならしめたるは勿論、自國讓歩の程度如何に據り、他國をして自國の要するまで讓歩せしむるを得たれども、今回は之と

趣を異にし、關稅法に於て最低稅率を決定し、之を讓歩の極點として此以上に讓歩を許さざるを以て、交渉の餘地甚だ乏しく、條約の締結に困難の事情なしとせず。宰相ビュロー、専ら此局に當り、露西亞、奧地利、羅馬尼、セルツキア、伊太利、瑞西諸國と新條約を締結し、千九百五年の議會に之を提出して、其批准を得たり。斯く條約は無事に成立したりと雖も、本來獨逸が農業保護の目的を以て輸入稅(最低稅率)を増率したる穀物は、獨逸と條約上の關係を有する諸國の重要輸出品にして、之に對して獨逸が賦課せんとする最低稅率甚だ高き上に、最高稅率に對する差甚だ少なきを以て、新關稅則を基礎として條約を締結する以上は、對手國に於て獨逸に充分の讓歩を爲すを好まざるは理の當然なり。換言すれば、是等の諸國は條約に於て穀物に關する獨逸の最低稅率に服し、之を容るゝ代りに、自國に於ては獨逸の製造品に對し、舊來の協定稅率を増加するの方針に出で、以て彼此相償ふを期したり。故に獨逸は農業保護に急なるの餘り、自國製造品の輸出を不利益なる地位に立たしめたるものにして、現に露國との新協定稅則に於ては、露國は千八百九十四年の條約に認めたる特典を撤去し、稅率を三割より五割に引上げ、鐵製品、機械、綿製品、毛布製品、藥

品、銅製品、革製品等、何れも其影響を受け、埃地利も亦金屬、織物、革、紙等の協定税率を引上げ、瑞西は織物、革、藥品、鐵製品に増率を加へ、其他の諸國も亦同一の方針に出たり。

右條約實施の時期は未だ明ならずと雖も、千九百零六年七月一日以前に實施せらる可き豫定にして、又有効期限は埃地利條約のみ千九百十五年十二月限りとし、他國との條約は千九百十七年三月までとす。

千八百九十二年獨逸が埃、伊、白瑞の諸國と通商條約を締結し、税則を協定するや、之を以て中央歐羅巴關稅同盟の端緒と認め、獨逸は單に經濟上のみならず、政治上の關係より是等諸國との通商を密接ならしむ可じとの説を生じたり。此事たる單に政治家、政論家の空想に止まらず、シユモラー氏の如き、千九百年商業政策に關する論文を公にし、世界の三大強國たる英、米、露が領地擴張の方針を取り、然も漸次之を關稅區域に加へんとし、米露兩國は舊來極端なる保護政策を取り、英國も亦商業政策を一變するの徵ありとすれば、世界經濟上に危機を招くものと云ふ可く、此對策として獨逸は中央歐羅巴に關稅同盟を組織するの必要ある旨を主張し、世人

の注意を喚起したり。(註二)然るに何ぞ計らん、獨逸の農業關稅は是等の希望を水泡に歸さしめ、却て他國との關係を疎隔するに至れり。

(註二) Schmoller-Die Wandlungen der europäischen Handelspolitik im 19. Jahrhundert. Jahrbuch f. Gesetzgebung, 1900, s. 271-82.

獨逸の新關稅法并に通商條約が經濟社會に如何なる影響を及ぼす可きやは、實施前の今日に於て、論斷するの限りに非ずと雖も、一旦輸出工業國と爲れるものを再び農業國に復歸せしめんとする以上は、實施に伴て種々の困難に接するは、今日より想像するに難からず。今、此事實を證明する爲め、獨逸の經濟社會に於て農業と商工業と利害關係孰れか重大なるやの問題に就て學者の所説を引抄し、以て本論を結ぶ可し。

千八百九十五年農業に關係ある人口、千八百五十萬人に對し、商工業に關係ある人口、二千六百二十五萬人、穀物の產出價格は千八百九十六年より千八百九十八年に至る平均二十五億八千二百萬馬克に對し、工業の產物は二十三億馬克、千八百九十九年には穀物の產額三十三億九千五百萬馬克に對し、工藝品は輸出額のみにて

二十七億千二百萬馬克に達したり。即ち工藝品の輸出價格のみにて穀物の産額に接近したりとすれば、全体の工藝品産額が農産額に超過するもの多きこと疑を容れず。又租税負擔の點に就て考ふるに、普魯西に於て千八百九十九年市に住居する人民の所得に對する税金は一億三百萬馬克なりしに、地方に於ける税金は三千三百五十萬馬克に過ぎず。又千九百一年に於て年額三千馬克以上の所得申告總額四千四億四千五百萬馬克の内、土地所有者に係る分は九億二千百萬馬克なるに、商業并に資産に關する分は二十五億六千萬馬克に上れり。消費に課する間接税に就て見るも、工業に關係ある人民は、有税品即ち砂糖、煙草、植民地産物を多量に消費する爲め、慾望の少なき農業者よりも税金を負擔すること必ず多きに在る可し。(註三)

(註三) Helfferich-Handelspolitik. s. 161-62.

農商工業職業別に就ては Huber-Deutschland als Industrieland. s. 19-39.

第三章 佛蘭西の商業政策

第一節 保護政策時代

フキデオクラット學派、佛蘭西に起りて其學說が實際の政策に影響を及ぼしてより、佛蘭西の商業政策は前後四回の變遷を経たり。第一期はチュルゴアの施政より千七百九十三年英佛間の開戦に至るまで、第二期は千七百九十三年より千八百五十二年第二帝政の初期に至るまで、第三期は千八百五十二年より千八百八十年まで、第四期は千八百八十年以來今日に至るまでにして、此間、第一、第三期に於ては稍や關稅の制限を寛大にし、又は自由貿易に近づくかんとしたれども、第二期并に第四期に於ては専ら保護政策を主持して、商業政策の方針を定めたり。

今フキデオクラット派の所說が商業政策に及ぼしたる影響の一斑を見るに、千七百六十四年穀物の輸出入を自由にし、千七百八十七年英佛間の通商條約に於て從來多數の貨物に適用したる輸入禁止を解除し、之に代ふるに一割乃至一割五分の課税を以てしたるが如き、其一例なるが、千七百八十九年革命の後には更に通商

自由の方針に進み、千七百九十年通過税并に入市税を廢止し、千七百九十一年の關税法に於て、外國に對して統一せる税法を設け、税率を二分五厘乃至一割二分の間に置くと共に、輸出入禁止の貨物を減じ、内國市場に於ける取引の自由を認め、輸入禁止の項に在る貨物の如きも、經濟上重大の關係なきものゝみに止まれり。

然るに千七百九十三年、英佛兩國の間に戰爭破裂するや、同年三月佛蘭西は直に英國貨物の輸入を禁止し、總て輸入品は佛蘭西と戰爭中に非ざる國の貨物なるを證明して、漸く輸入を許可せられ、第一帝政も亦斯る嚴酷なる方針を繼承し、西班牙并に露西亞に對する遠征の如きも大陸制度即ち封鎖の範圍を擴張するを以て、目的の一としたるものゝ如し。故に同年より千八百十四年に至る間の商業政策は、單に英國に對する反抗を目的とし、毫も自國經濟上の利害又は必要に適合せず、貿易は増進せざるのみか、千八百一年と千八百十四年とを比較するに、輸出入總額は七億二千萬法より五億八千五百萬法に減少したり。茲に於てか千八百十四年王政復古と共に第一着手として既往の方針を改むるの必要を存じたるは勿論なりしが、戰爭中に於ける貿易の中絶并に極端なる禁遏政策の下に、實際上の保護を蒙れる

産業殊に鐵織物業者は能く團結して、一勢力を成し、英國貨物の輸入を防ぐの目的を以て、關稅則を制定せしめんとする一方に、農業者も穀價を舊來の高度に維持せんとし、他の産業の當業者も是等と同等の保護に浴さんとして、百方運動を試み、關稅改革の實行を妨げたり。現に穀物家畜の如きは英國の輸出品に非ざるの故を以て、佛蘭西は戰時是等の貨物に苛酷の制限を加へざりしが、唯、其重量なるが爲めに陸上より輸入せられず、又海上に於ては英國海軍の監視嚴重なりしを以て、此方面よりも輸入せられず、自ら輸入の道杜絶して佛蘭西生産者の獨占到歸し、隨て戰後内國の生産者は戰爭中に於けると同一の地位に立たんとして、保護税の賦課を要求したり。千八百十四年ルーエンの商業會議所が政府に致したる請願書は、能く當時の輿論を代表するものなり。其一節に曰く工場建設の爲めに資本を放下したる製造業者より、自己并に家族の生計の資を求めんとする労働者の輩に至るまで、總て内國の消費者に對し唯一の供給源泉たるの權利を要求するは、至當なりと。

固よりオルレアン、ブルボン兩朝の政府は、斯る極端なる保護政策を適用するの意なかりしが如く、なれども、製造業者并に農業者の連合は常に議會の多數黨を

動かして自己の主張を貫徹せしめたるを以て、千八百十六年同二十二年并に同二十六年の關稅法が保護の方針に出でたるは勿論、其間單行法律を以て特別の貨物に對する稅率を引上げたるの例、少なしとせず、其一斑を説明せんに保護政策の燒點と爲りしは製鐵業にして、當時瑞典露國等より輸入し來る塊鐵は、佛國產の塊鐵よりも三割乃至四割廉價なりしを以て、當業者は百基に付き十五法の從量稅并に一割の從價稅(從價稅に換算して合計約五割に當る)を賦課せんことを主張し、政府も亦之を容れたり。當初の考案にては保護稅の下に内地の製鐵業が漸次發達して、保護稅を低減するに至る可きを豫期したるに、(註一)事實は之に反し、千八百二十年前後より、一層廉價なる英國產の塊鐵輸入し來り、千八百十四年と比較して百基の相場三十六法より二十二、三法に低落したるを以て、當業者は保護稅の増率を要求し、千八百二十三年從量稅二十四法并に從價稅一割に改むることゝ爲れり。

(註一) Brundt-Beitrag zur Geschichte der Französischen Handelspolitik, s. 74.

次に農産物に對する課稅に就て見るに、千八百十四年穀物の輸出を禁止し、其輸入を自由にして國內に穀物の供給を豊ならしむるの説あり。斯くては農業者の利

益を傷くることある可しとの意見より、結局全國を三區に分ち、一ヘクトリットルに付き穀價二十三法、二十一法又は十九法以下に低落したるときに、始めて其輸出を許可することゝし、千八百十六年の關稅法に於ても亦同一の主義を認め、唯國庫收入の目的を以て輕率の輸入稅を穀物に課するに止めたるに拘はらず、千八百十九年農業者が政治上に勢力を得るや、右の主義を顛倒し、穀物の輸入に平準關稅を適用すると同時に、内國の穀價が各區に於て、一ヘクトリットルに付き、二十法、十八法又は十六法以下に低落したるときには、穀物の輸入を禁止することゝし、更に千八百二十一年には此趣意を貫徹する爲めに、全國を四區に分ち、各區域に於て輸入を禁止する境界を、二十四法、二十二法、二十法、十八法に引上げ、相場が此以上に在るときは、穀價の程度に應じて課稅するの規定を設けたり。(註二)此外千八百十四年内國の毛織業獎勵の爲め、羊毛に課したる輸出稅を千八百二十五年に至て輕減し、却て輸入稅を課し、亞麻其他農産物の輸出禁止を解除したるが如き、何れも農業保護の趣意に出づるものにして、又一方には鋼鐵の稅率は十割に上り、海運業獎勵の爲めに、佛國の船舶に依て輸入せらるゝものと、外國船舶に依るものとの間に區別稅

を課し、原料品の課税に報ゆる爲め輸出獎勵金を交付する等、一意保護政策の方針に進みたり。

(註二) Brandt-Beitrag, s. 798f.

斯る極端なる保護政策に對して、其後直に反對の議論出でたるは深く怪むに足らず。蓋し保護が全般に普及したる結果として製造業者の如きは原料品の價騰貴して生産費の増加に苦しみ、穀價も亦千八百二十年前には一ヘクトリートルに付き十五法内外なりしに、千八百二十三年には十七法五十參に、千八百二十七年には十八法二十參に、千八百二十八年には二十二法に騰貴して、其勢を改めざるより、世間一般の人氣を損じたるものゝ如し。茲に於てか、千八百二十八年マルチニヤックの内閣は委員を任命して、關稅則の調査に従事せしめたるに、其報告に於て佛國製造業の現狀より云ふときは、或る程度まで保護を必要とす可しと雖も、一産業に保護を加へて、他の産業に損害を及ぼすの弊害を避くるに注意せざる可からずとの意見を述べ、商務卿サンフリックは改革の方案を立てたるが、未だ實行の機に至らざる間に、千八百三十年七月王政の成立を見るに至れり。

故に七月王政建設當時に於ける國民の意嚮は右の如くにして、保護政策に對し反動を示し來れるを以て、其後或る程度まで關稅改革の行はれたるは自然の勢なり。今、改革の一斑を擧げんか、千八百三十一、三十二の兩年に於て通過貨物に對する制限を寛大にすると同時に、保稅倉庫の設備を完全に、巴里、里昂、ストラスブール等の商業地にも之を設立したり。次に穀價は平準關稅法の下に漸次騰貴し、千八百二十八年來一ヘクトリートルに付き常に二十二法以上の相場に在り、隨て非難の中心たりしを以て政府は之を改正し、(一)穀價低落の際に輸入を禁止する制を廢止して、全部平準關稅法を適用し、(二)全國を四區域に分たずして、之に二區域とし、(三)平準關稅の標準を穀價に取らずして、麵麩の價に取り、(四)内國の收穫不良なる際には、外國船舶に依て輸入せらるゝ穀物に對する附加稅徵收を中止する等の諸項を提議し、唯、一方に農業の利益を重んじ千八百三十二年より實行することゝしたるに、同三十二年豐作の爲め穀價低落し十五法六十參と爲りたるより、其實施を猶豫するに決定し、終に實行の機なくして已めり、穀物關稅の改正に就ては成績の見る可きものなかりしと雖も、尙ほ千八百卅四年時の商務卿チエールは鐵、羊毛、肉類の稅率

を低減し、又千八百三十六年には北部工業家の要求に據り、白耳義より輸入する石炭の區別税を低減し、又千八百四十二年白耳義と、翌四十三年にはサルヂニアと互恵主義の通商條約を締結する等、通商自由の方針に歩を進め來れり。七月王政を通じて佛蘭西の輸出入貿易が増進したるが如き、商業政策に據る所、少なしとせず。左に特別貿易通過貿易を除きたるもの統計を掲ぐ。

年	輸入	輸出	年	輸入	輸出
一八三二年	三七四 <small>百万法</small>	四五六 <small>百万法</small>	一八四〇年	七四七 <small>百万法</small>	六九五 <small>百万法</small>
一八三三	五〇五	五〇七	一八四一	八〇四	七六一
一八三三	四九一	五六〇	一八四二	八四七	六四四
一八三四	五〇四	五一〇	一八四三	八四六	六八七
一八三五	五二〇	五七八	一八四四	八六八	七九〇
一八三六	五六五	六二八	一八四五	八五六	八四八
一八三七	五六九	五一五	一八四六	九二〇	八五二
一八三八	六五六	六五九	一八四七	九五六	七二〇

一八三九

六五一

六七七

一八四八

四七四

六九〇

第二節 第二帝政の自由貿易策

然れども佛國關稅則の全躰より觀察するに、七月王政の下に於ける改革の如きは、事の少なるもののみ、關稅則には輸入禁制品の種目尙ほ甚だ多くして、毛織物、綿織物、革皮製品、金屬製品、藥品、硝子等、何れも此内に在り。隨て關稅は國庫收入の必要に適應せず。内國産業の保護を主眼として、收入額の頗る僅少なる貨物にのみ、課せらるゝの結果と爲れり。即ち千八百四十七年より五十一年に至る五年間の平均を見るに、關稅收入一億千九百二十萬法の内、百萬法以上の收入ある有稅品は左表の如し。(註一)

品目	收稅額
殖民地砂糖	二七、八 <small>百万法</small>
珈琲	一五、四
外國砂糖	一二、五

綿花	一一八
羊毛	七三
石炭	五一
オリヅ油	七二
銳鐵	二六
種油	二七
果實	一五
織絲	一三
ココア	一二
香料	一〇
其他	二一八
合計	一一九二

(註一) Meredith-Protection in France, pp. 6-7.

右の表に據るときは、關稅收入一億千九百二十萬法の内、千萬法以上の收入ある

は砂糖、珈琲、綿花の三種、百萬法以上の收入あるは羊毛、石炭、オリヅ油、銑鐵、種油、果物、織絲等にして、他は盡く百萬法以下に過ぎず。原料品、食料品に重税を課して、僅に國庫收入の目的を達せるは明白の事實にして、相當の修正を加へざる可からず。當時英國に於てはハスキントン、ビール等の關稅改革は着々効を奏し、其利益の少なからざるを證明したる爲め、自然佛蘭西に反響を及ぼし、ロッシン、シエツアリエー、ウオロスキー等、著名の經濟學者は熱心自由貿易論を主張し、其機關として經濟雜誌 (Journal des Economistes) を發刊し、日刊新聞自由貿易 (Le Libre Echange) と力を合せて、斯論を鼓吹し、漸次世間の賛成を博し來れるのみならず、佛蘭西の工業は其間著しく發達し、千八百三十四年と同四十四年とを比較するに、石炭の消費高は二百四十九萬四千噸より六百三十四萬三千噸に、銑鐵の産額は二十三萬四千噸より六十萬二千噸に、紡績錘數は百五十萬箇より三百五十萬箇に増加し、此以外の點に於ても同一の事實を示せるを以て、從來の如き極端なる保護政策を必要とせず。巴里の商業社會を始め、開港場の商人と共に制限を緩和し、低廉に食料品原料品の供給を得るの必要を認むるに至れり。

此際に當て、彼のチエールは自由貿易政策を喜ばず、英國と比較して佛蘭西製造業の生産費は高きに居るを以て、保護を加ふるの必要あり。内國の産業家に内國の市場を確保するは、絶対に必要なりとの意見を持したるが如くなれども、(註二)大勢の趨く所は如何ともす可からず、第二帝政の政府は右に擧げたる關稅則の缺點を改め、原料品并に生計上の必需品に課税を免除し、輸入禁止に代ふるに適宜の課税を加ふるの意見を有し、之を實行する手段として、(一)立法部に關稅則改正の法案を提出する外に、(二)立法部の事後承諾を求むる條件の下に、行政命令にて關稅則に隨時變更を加へ、(三)政府は議會の批准を経ずして、外國との條約に於て關稅則を變更するを得ることとし、第二の手段に依て幾多の關稅を改廢したり。千八百五十三年石炭、鐵、鋼鐵の輸入税を、千八百五十四年羊毛、綿花、油の輸入税を輕減し、造船材料の輸入税を廢止したるが如き、其重なる例にして、議會も千八百五十四年以後の法律にて之に承認を與へたり。而してクライミヤ戰爭に際して穀物の供給不足し、穀價の騰貴したるに乗じて、政府は穀物に對する平準關稅法の適用を中止し、又墾地利との戰爭中、政府は製造業者の意嚮を憚りて、改革を敢てせざりしが、結局自國の勝

利に歸するや、前記第三の手段に依り外國と通商條約を締結し、之に依て議會の承認を経ずして關稅改革の目的を達せんとし、先づ其對手國として英國を選びたり。

(註二) Brandt-Beitzke, s. 112-13.

千八百六十年の英佛通商條約は既に英國の商業政策に於て論じたるが如く、最惠國條款并に協定稅則を有するものにして、兩國共に稅率の低減を約したるもの少なからず。唯、佛蘭西の如き從來保護政策を取れる國が遽に稅率を低減するは困難なるを以て、千八百六十四年まで最高率の制限を三割、以後は之を二割四分とし、此制限の下に各種貨物に對する稅率を定め、鐵、鐵製品には特別の事情より、特に最高率制限を四割としたれども、他の貨物に對しては最高率まで課税せず、織絲には八分乃至一割、各種織物には一割五分の課税に止めたるのみならず、穀物の平準關稅法を改めて普通の課税を加へ、原料品には課税を免除したり。思ふに英佛通商條約の締結に就ては、佛國の方に政治上、深く由來する所なしとせず、即ち千八百六十年前後は佛蘭西が國際政局に於て最も困難の地位に立てるの時にして、墾地利との關係不良なりしに止まらず、サヴォイ、ニースの領有は歐洲全體を震撼せしめ、列

國はナポレオンの實力を過信し、第二帝政を以て第一帝政の遺圖を繼承するものに非ざるやを想像し、無用の疑惑を挟みたり。ナポレオンは此誤解を一掃し、佛蘭西をして孤立の地位を脱せしむるには、自己が平和的希望を有する旨を世界に明にするの必要ありとし、曩に千八百五十三年ギゾーが試みて失敗したる英佛通商條約の締結に着手したるものゝ如し、固より斯る政治上の意味を存したりと雖も、通商條約に依て、自由貿易に一步を進めんとしたるは勿論にして、此目的を達する爲め佛蘭西は千八百六十一年より數年間、他の諸國と同一の條約を締結したり。今、其對手國并に條約締結の時期を擧ぐるに左の如し。

白耳義	一八六一 ^年	瑞典那威	一八六五 ^年	奧地利	一八六六 ^年
關稅同盟	一八六一	ハンサ市	一八六五		
伊太利	一八六三	和蘭	一八六五		
瑞西	一八六四	西班牙	一八六五		

斯く諸國が續々佛蘭西と條約を締結したるは、英國をして獨り佛國市場に於て利益ある地位に立たしめざると、千八百六十一年の米國保護關稅則に於て、米國の

市場を失はんことを恐れたるとの結果に外ならず。(註三)或は英佛通商條約が後の條約締結を促したるを以て歐洲學者の内には之に過大の希望を繋ぎ、例へば獨逸のウエーバーの如き、千八百七十一年公にしたる著書に於て、此條約が歐洲諸國の商業政策に與へたる刺激は尙ほ其終を告げず、否、寧ろ日に其強きを致し、結局關稅に關する立法全體を根柢より改むるに至らざれば、已まざる可しとせり。(註四)

(註三) Lotz—Die Ideen. s. 193.

(註四) Weber—Der deutschen Zollverein. 1871. s. 368.

ウエーバーの豫想は之を實現するに至らざりしと雖も、要するに千八百六十年の通商條約は佛國の商業政策に重大なる關係を有したること論を俟たず、即ち佛國が他國と締結したる條約には、必ず其一箇條として最惠國條款を有し、現に他國との條約に於て規定し、又は今後規定す可き各種の特典、利益并に稅率低減は、無條件にて第三國に均霑せしむること、せる結果、自ら條約國を擧げて自由貿易の圈内に加はらしめ、又斯く條約を以て定めたる協定稅則に對する國定稅則に於ても、協定稅則に於けると同一の主義に據て之を制定し、羊毛、綿花、麻、石炭、藥品等は、何も

免稅品の項に列記し、輸出禁止は事實に於て廢止せられ、千八百六十六年には噸稅其他の料金に關する内外船舶の區別、アンチール、アルジュールとの貿易に對する特惠并に佛蘭西又は原產地以外の船舶に依て輸入せらるゝ食料品に對する區別を撤去したり。

故に第二帝政の下に於て佛蘭西は保護政策の特徴を除き、自由貿易の方針に近づきたるものにして、試に其前後輸出入貿易増進の割合を示さんか、輸入は千八百五十九年十六億四千百萬法なりしに千八百六十九年には卅一億五千三百萬法に増加し、輸出は千八百五十九年廿億六千六百萬法なりしに千八百六十九年には三十億七千五百萬法に増加し、内國の工業も外國市場に販路擴張し、協定稅則の下に其確實なるに依て發達を遂ぐるを得たり。即ち一般の狀況を示せば、石炭の產額は千八百四十九年には四百四萬噸、千八百五十九年には七百六十萬噸なりしに、千八百六十九年には千三百五十萬九千噸に増加し、内國の消費高は二千八百八十萬九千噸の多きに上り、銑鐵の產額は千八百四十九年には四十一萬四千九百九十五噸なりしに、千八百六十九年には百三十八萬千噸に増加し、鋼鐵の產額は千八百四十九年

には僅に九千噸に過ぎざりしに、千八百五十九年には二萬三千噸に、千八百六十九年には十一萬噸に増加し、羊毛の輸入高は千八百四十九年には三千六百五十萬基なりしに、千八百六十九年には九千三百萬基に達し、又農業に於ては葡萄酒釀造業特に盛大を極め、千八百五十年の產額四千百萬ヘクトリールより千八百六十五年の產額六千九百萬ヘクトリールに上りたり。要するに此十數年間佛蘭西は歐洲有數の商工業國として、内國の繁盛なりしは明白の事實にして、普佛戰後多額の軍事賠償金を負擔して、國力に些の疲弊を示さざりしが如き、他國の驚嘆したる所なりしと雖も、其原因は全く自由貿易時代に於ける國勢發達の然らしめたるものなりと云はざる可からず。

第三節 普佛戰後の關稅則

右の如く千八百五十三年以來、佛蘭西の商業政策は漸次自由貿易の方針に向て歩を進めたるに、千八百七十年より七十一年に至る普佛戰爭、并に之に關聯するナポレオンの退隱に依て、全く其方針を一變するに至れり。當時共和政に於て最も有

力なる地位を占めたる大統領チエールは保護貿易論者にして、同主義の大藏卿ポイヤールクエルチエールと力を合せて、保護政策の實行に着手したり。蓋し戦後佛蘭西が最も苦痛を感じたるは償金の支拂にして、其大部分は公債の收入を以て充てらるゝと雖も、公債の利子支拂を確實ならしむるには、租税を増徴せざる可からず。チエールの案にては租税として増徴を要する年額は五億六百萬法にして、此内三億五千萬法は内國税に依頼し、殘額は海關税に求むることゝしたるを以て、千八百七十一年此増収を得る爲め、砂糖、珈琲の税率を増加し、且つナポレオンの改革に依て免税せられたる各種の原料品、即ち綿花、麻、羊毛、絹、材木等に課税し、輸出税を再興し、港灣手数料を増加し、原産地以外の船舶に依て輸送せらるゝ貨物に附加税を課するの案を提議したり。國民會議は此提案の内、砂糖、珈琲の増税には直に賛成を表したるのみならず、茶、コ、ア、胡椒其他二三の貨物を之に加へたれども原料品の課税に就ては其製造業の利益を傷くるの點より容易に之を承認せず。特に委員會を設けて此問題を審査せしめ、翌七十二二年調査を終り、政府の原案にては羊毛、綿花、麻、ジュートに二割、革、材木、種油、染料、其他在來無税の原料品に二割以内の課税を爲

し、此課税の爲めに製造業に及ぼす不利益を免かれしめんが爲め、第一に戻税法を設け、第二に製造品の輸入に對し原料輸入税と同一なる附加税を課するの案なりしに、議會に於ては戻税法を以て徒に行政上の手續を煩雜ならしむるものとし、重税并に戻税法を併用せずして、其代りに原料品に三分の課税、製造品に同率の附加税を加へんとしたれども、是れにては其收入六千萬法に止まり、政府の豫定額に達せざること甚だ遠きを以て廢案と爲り、更に綿花に五分、戻税法を適用せず、絹、麻、亞麻、ジュートに二分乃至二分五厘、戻税法を適用せずの課税を爲し、且つ今後原料品に課税するときには、必ず製造品の輸入に同率の附加税を加ふ可き決議を爲し、原料品の課税法を決したり。

斯く原料品課税の方法は國內に於て決定したれども、千八百六十年以來英吉利其他の諸國と締結したる通商條約の効力ある以上は、自ら其實行を妨げざるを得ず。番に原料品課税のみならず、原産地以外の船舶に依て運送せらる貨物に附加税を課するの件も、亦條約上其適用を妨げらる、蓋し佛澳條約には原産地より直接に締盟國に船舶に依て輸送せらるゝ貨物には附加税を課さず、又間接に輸送せらる

も埠地利の船舶に依るときには附加税を免除するの規定あり。最惠國條款に依て條約國全躰に均霑するが故に、前記の如く原產地以外の船舶にて輸送せらるゝ貨物に附加税を課するとするも、條約の存する以上は、其適用の範圍は極めて狭少なり。隨て財政計畫をして有効ならしむるには、先づ條約上の制限を撤去すること必要なるを以て、政府も亦茲に見る所あり。英吉利并に白耳義と交渉を開始したるに英國は佛蘭西が同種の内國產貨物に課税を加ふるに非ざれば、輸入原料品にのみ課税するの權利を認めず。白耳義との交渉にも同様の困難ありたるを以て、千八百七十二年三月佛國は英、白兩國に對し條約の解約を通告し、更に十一月に至て英國と新に協定を爲し、佛蘭西は新關稅則に於て賦課したる原料品の輸入税を引上げず。又船舶に對する附加税は千八百七十九年まで、其徵收を猶豫することゝし、白耳義とも同様の協定を爲して局を結びたり。故にチエールの斡旋に依り兎に角、條約上の制限の下に原料品課税、船舶區別税其他の計畫を實行し得るに至りたるが、議會は條約の關係より、免税の目的物多くして、殆ど實行の效果空しきを以て、千八百七十三年七月原料品課税并に船舶區別税に關する法律を廢止し、之より生ずる

歳入不足は物産税、印紙税其他の内國税に依て填補することゝしたり(註一)

(註一) Brandt-Beiträge, s. 146-47.

戦後の財政計畫は條約の妨ぐる所と爲りて、其實行に堪へざりしが、其後佛國は千八百七十五年を以て伊太利との通商條約を解約し、英吉利并に白耳義との條約は千八百七十七年を以て満期と爲り、爾餘諸國との條約も亦一年前に通告を與ふるときは之を解約するを得るに至れるが故に、此期限の近づくに隨て、條約上の制限を脱離したる後に佛蘭西は如何なる方針に依て、關稅則を制定す可きかは朝野の一問題と爲り、時の商務卿ドモーは全國の商業會議所に通牒を發し、(一)今後條約を締結して外國と稅率を協定す可きか、(二)稅率協定を廢し國定稅則の主義を一貫せしむ可きか、(三)特別の稅目に就て如何なる改正を必要とするか、(四)從價稅法を從量稅法に改む可きかの四點に就て、意見を求めたるに、六十一箇所の會議所は條約の締結を希望し、巴里、リール、マルセイユ、ボルドー等、此内に在りたるに對し、十四の會議所は國定稅則を主義としたる一方に農業組合(Société des Agriculteurs de France)工業組合(Association de l'industrie française pour la défense du travail national)は議會に於て

關稅則調查委員會を主宰せるメリーヌ氏と力を合せて保護政策を主張し、殊に戦後佛蘭西は他國に比較して租稅の負擔甚だ重きを以て之を補償する爲めに適度の保護を加ふるの必要ありとの説、盛に唱へられ、終に政府を動かし、千八百八十一年保護の方針を以て關稅則を制定することゝ爲れり。

故に千八百八十一年の關稅則は國定協定兩稅則に大改正を加へたるものにして、國定稅則に於ては、原料品は概して無稅とし、半製品には輕稅を課するに止められたり、家畜肉類に對しては農業家の希望を容れて、稅率を引上げ、又は新に課稅し、小麥、メーヅ、オート麥には百基に付き六十三參、鮮肉には百基に付き三法、鹽肉には四法半、牛には一頭十五法、犢には一法半、牝牛には八法の課稅を爲し、又英吉利、澳地利、和蘭、獨逸とは最惠國條款を規定したるが、(註二)葡萄牙、白耳義、伊太利、西班牙、瑞西諸國との通商條約には稅率を協定したり、然も協定稅則を定むるに當り、之に依て內國産業保護の目的に支障を來さざるを眼目とし、隨て(一)新條約に於ては國定稅則の稅率に二割四分以上の低減を加ふるを許さず、(二)穀物、家畜は全然協定稅則以外に立たしむるを原則としたり、故に第一の條件に據り佛蘭西は條約締結に際し、

自由貿易主義に依て充分の利益を外國に與ふるを得ず、又第二の條件に據り條約締結後と雖も、佛蘭西は農業保護の手段を取るに拘束せられざるに於ては、對手國は何時自國重要産物の販路を杜塞せらるゝやも計り難き其上に、現に國定稅則に於て課する稅率も亦敢て低しとせざるを以て、對手國も佛蘭西に對して多くの讓歩を爲すを好まず、少數の貨物に就て稅率を協定し、然も其率は高度に在りたり、唯、此條約に於て佛國は内外船舶に同一の取扱を爲す可きを約したるの結果、偶々當時衰運に陥れる佛國の航海業を苦しむることゝ爲り、終に國庫より直接に造船業并に長距離航海に保護金を與ふるの已むを得ざるに至れるの一事は最も重要な條項として、注意す可き所なり。

(註二)英國と稅率協定の成立せざるは、英國が葡萄酒稅を輕減するを好まず、又財政上の關係より今後増率を加へざるの保證を與ふるをも拒絶したる結果なりとす。

千八百八十一年の關稅則は內國産業の保護、殊に農業保護を目的として制定せられたれども、農業家の方より云ふときは僅に事の端緒を開きたるに過ぎず、ジュルメリーヌ氏は農業に關係ある組合團體を統合し、農産物が協定稅則以外に在

り、佛蘭西の國法を以て自由に其稅率を變更し得るに乘じて、益々其保護を厚からしめんとし、レオンセーの統率する非保護協會(Ligue Anti-protectioniste)に對抗して、熱心に運動する所あり。千八百八十一年以來金價の騰貴、運賃の低落、外國穀物輸入の増加等、種々の原因相重なりて穀價低落し、農業不振の事實を示せるより、益々保護論の勢力を張り、千八百八十一年衛生上の理由より米國豚肉の輸入を禁止したるを第一着手として、千八百八十四年には甜菜糖の稅率を引上げ、翌八十五年には家畜に重稅を課すると共に、千八百六十一年來無稅なりしライ麥、大麥に百基に付一法半の稅金を課し、小麥の稅額を六十參より三法に引上げ、千八百八十七年には家畜稅を引上げて牛一頭三十八法、牝牛二十法、犢八法、羊五法の割合とし、且つ小麥の稅額を五法に引上げたり。故に農業保護は數年間に、非常の速力を以て非常の高度に上りたるものにして、畢竟メリーヌ氏が農務卿として盡力する所大なりしが爲めなると共に、佛蘭西の如き小農制度の國に於ては、農業に關係する者甚だ多く、(註三)其副業も亦發達して、農業の消長が全國の經濟社會に重大なる影響を及ぼすを以てなる可し。

(註三) 千八百八十二年人口三千七百四十萬人の内農業關係者は千八百二十萬人、工業關係者は九十萬人、商業關係者は三百八十萬人なり。Brandt—Beilage, s. 108.

然らば斯る極端なる農業保護は、佛國の經濟社會に如何なる影響を及ぼしたるや。左の表に於てAは佛國に於て小麥百基の相場が英國の相場よりも高き割合、Bは佛國の稅金が英國の稅金よりも高き割合を示すものなり。(註四)

	A	B	A, Bの差
一八八三 ^年	一四五	六〇	八五 ^法
一八八四	三一〇	六〇	二五〇
一八八六	四、一〇	三、	一一〇
一八八八	六、五〇	五、	一五〇
一八八九	六、七二	五、	一七二
一八九〇	六、六三	五、	一六三

(註四) Fritke—Der Ausbau des heutigen Schutzsystems in Frankreich, s. 10.

穀價の低落は世界一般の趨勢なりしに、佛蘭西に於ては輸入稅賦課の爲めに此

勢を妨げられたるは、英國の穀價と比較して常に税金額の差以上に騰貴し居るの事實に依て、證明し得べきなり。

千八百八十七年の佛國關稅則に關聯して起れる重大事件は、伊太利との關稅戰争是れなり。既往の事實に徴するに、伊太利は千八百六十三年ナポレオンの計畫したる條約制度に加入して、佛國と通商條約を締結したり。然るに千八百五十七年條約の滿期に際し、伊太利は新に國定稅則の制定に着手したるを以て、佛蘭西と新に條約を締結するに困難を感じ、千八百七十七年漸く締結せられたる條約は少數の差を以て、佛國代議院の否決する所と爲りたる一方に、同年七月一日より伊太利は國定稅則を實施し、一時兩國互に國定稅則を適用したり。然れども斯る状態に於ては到底兩國貿易の發達を期する能はざるを以て、千八百八十一年兩國の間に條約成立し、其有効期限を千八百九十二年までとしたれども、一方に千八百八十七年十二月に至らば兩國の一より解約を申込み得ることとし、伊太利は其前年に於て解約の意を明にしたり。蓋し伊太利が斯る方針に出でたるは國內の統一と共に、内國關稅を廢止したるに加ふるに、鐵道の開通に依て經濟事情變遷し、關稅制度も亦之

に準じて制定せざる可からざるの必要を認めたるに、在來の條約効力を有するに於ては、其制定に困難なるが爲めにして、先づ條約上の制限を解き、保護主義と國庫收入の増加とを主眼として、稅率を從價稅六割の程度に引上げ、之を基礎として更に他國と條約を締結せんとし、千八百八十七年八月佛蘭西に對して交渉を開始したり。(註五)然るに當時佛國に於ても千八百八十一年并に八十五年の關稅則改正の後を承け、殊に千八百八十七年家畜穀物の稅金を引上げ、伊太利重要産物の輸出に打撃を加へんとするの際なるを以て、其交渉の至難なるは論を俟たず。佛國は千八百八十一年の協定稅則を基礎とせんとするに對し、伊太利は自國の新國定稅則に準據せんとし、交渉を重ねたれども、千八百八十八年二月に至て終に破裂し、同年三月一日以後伊太利は佛蘭西貨物に國定稅則を適用するに對して、佛國は伊太利の貨物に附加稅を課し、葡萄酒は一ヘクトリートルに付き一五法より二十法に、牛酪は百基に付き十三法より二十五法に、鶏卵は十法より二十法に、干果實は六法より十五法に増率せられ、伊太利も亦之に對して報ゆる所あり。然も千八百八十九年其弊害の甚だしきを感じ、伊太利の議會は同年十二月佛蘭西に對し、報復關稅の

廢棄を議決し、佛國も亦千八百九十三年一月附加税を廢止したれども、兩國尙ほ互に國定税則の適用を繼續したり。

(註五) 伊太利の國定税則に就ては *Sombart—Die Handelspolitik Italiens*, s. 109—16. *Schriften des Vereins für Socialpolitik*, XLIX.

此關稅戰爭が兩國の貿易に及ぼしたる影響は、左の統計に於て之を窺ふを得べし。

年	伊に對する 佛の輸出		佛に對する 伊の輸出	
	伊の輸出	佛の輸出	伊の輸出	佛の輸出
一八八三年	一一、〇	一七、一	一八八八年	六、二
一八八四	一一、三	一四、七	一八八九	六、七
一八八五	一一、五	一〇、五	一八九〇	六、五
一八八六	一二、四	一二、四	一八九一	五、四
一八八七	一三、〇	一二、三	一八九二	六、七
				五、三

關稅戰爭前後を比較して貿易に増減の變動甚だしきを認め可し、即ち伊太利の方には、葡萄酒の輸出は非常の打撃を蒙り、西班牙、葡萄牙の葡萄酒は伊太利産

品に代て、佛國市場に於ける需要に應じ、千八百八十七年佛蘭西は伊太利より葡萄酒二百七十八萬二千ヘクトリートルを輸入したるに、千八百八十八年には八十一萬七千ヘクトリートルに減少し、又千八百八十七年伊太利は佛蘭西へ二百八十一萬七千八百基の生絲を輸出したるに、千八百八十八年には九十一萬八千八百基に減少し、佛蘭西の方に於ても伊太利に對し植民地産物、絹并に毛織製品の輸出減少し、千八百八十七年と翌年とを比較するに毛織製品は二千萬法より六百六十萬法に、絹布製品は六百八十萬法より三百四十萬法に、綿織物は五百三十萬法により百六十萬法に減少したり。(註六)

(註六) *Frankle—Der Ausban*, s. 16—22.

British Foreign Office Report on Tariff Wars, pp. 6—37.

關稅戰爭を終りたる後、佛伊兩國は互に國定税則を適用して他に臨み、以て貿易を營みたるが、此状態を改めて兩國貿易の便宜を擧ぐるの必要は兩國商業家の熱心に希望する所なりしを以て、千八百九十七年五月伊太利は佛蘭西に對し、互に最惠國の取扱を爲し、伊太利は佛國の貨物に協定税則を適用すると同時に、佛蘭西は

伊國の貨物に最低税率を適用す可き旨を提議したるが、佛國政府の意見にては伊太利に自國の最低税率を適用するときには、其條件として伊太利をして協定税則を適用せしむるに止まらず、別に佛國の貨物に對して特惠を與へしめ、又伊太利の絹井に葡萄酒には最低税率を適用せざることをせざる可からずとし、伊太利も亦之を承認し、此基礎に據て千八百九十九年新協商成立し、伊太利は佛國に協定税則を、佛國は伊國の絹布を除き他の貨物に最低税率を適用することとして局を結び、爾來兩國通商上の關係は始めて圓滑なるを得たり。

第四節 現行の關稅則

前節に擧げたる千八百八十一年以後の通商條約は、何れも千八百九十二年前後に於て有効期限滿了するの定なるを以て保護論者は千八百九十年頃より劇烈なる運動に着手し、次回の改正に於て保護の趣意を貫徹するに遺漏なからしめんとし、關稅則改正の方針として、(第一)農工業に對し同時に保護を加へ、(第二)從來工業に對する保護薄かりしを以て、之を厚くすると共に、(第三)從來通商條約に於て税率を

協定したる制度を廢止するの諸點に重きを置きたり。蓋し通商條約に於て或る一國と税率を協定し、最惠國條款に依て之を他國に均霑せしむるときは、一國に與へたる利益は佛蘭西の經濟社會に非常の影響を及ぼすの恐あり、佛國の生産者は一國の競争を恐るゝと同時に、敢て他國の競争を恐れず、生産の状態は國に依て各々異なるを以て、保護政策を實行するには此事情を參酌して、税率を定めざる可からず。隨て協定税率并に最惠國條款に依て各國に對する讓歩を大ならしむるは不可なりとの理由に基くものなり。而して議會に於ける關稅則調査委員會も亦税率協定の制度を非難し、佛蘭西は新に最高最低二重の税則を設け、双方共に國法を以て佛國独自の意嚮に依り適宜に決定改正し、最低税率に於ては佛國が他國に對して讓與す可き最大限度を示し、其税率は假令ひ内國産業に充分の保護を與ふるに非ざるも、尙ほ實際に故障なきを限度とし、佛國に利益ある取扱を爲す國に對して之を適用し、條約には税率を協定せず、外國をして最高税則の適用を受けしむるか、又は最低税則の適用を受けしむるか、佛國に對する態度に依て之を選ばしむ可く、又外國をして進んで最低税則の適用を求め、以て通商條約の締結を容易ならしむる

爲め、最高最低兩稅率の差を大ならしむ可きを主張したり。

千八百九十二年の關稅則は大躰以上の報告に依て制定せられ、最高最低二種の稅則より成り、最低稅率も尙ほ内國産業に保護を厚くするを目的とし、更に之を厚からしめんとする農産物の如きは最高稅率を定めたるのみにて、最低稅率を定めず、今、左に製造品家畜其他の稅率を比較對照せり。

	在來の協定稅率	改正最低稅率
粗製麻織物(百基に付き)	二二—二七五 ^法	二四—五〇〇 ^法
無地毛織物(同)	五〇—五四〇	六二—六二〇
衣 服(同)	二〇—五二四	一一〇—五〇〇
鐵 (同)	一、五	一、五—三、五
銅 鐵(同)	七、	七、五—一〇、
絹 織物(同)	〇	四〇〇
錫 板(同)	七、	七、五—一〇、
	在來の國定稅率	改正最高稅率

牛

(一頭)

三八(百基)

一〇

此外、生繭、乾繭等、何れも農業保護の爲めに課稅せられ、葡萄酒には一ヘクトリートルに付き酒精分十一度以下のものは最高稅率一法二十參、最低稅率七十參、酒精分十一度以上のものは最高十二法、最低七法の定めなり。

千八百九十二年の關稅則に於て注意す可きは、本國と植民地との關係なり。即ち植民地を二種に區別し、第一アルジェール、印度支那、マダガスカル、ギアナ、ニューカレドニア、西印度等には外國貨物に對し本國と同一の關稅則を適用せしむれども、佛國貨物の輸入は之を無稅とす。而して是等の植民地より佛蘭西へ輸入し來る貨物は、大概之を無稅とするも、尙ほ珈琲、コ、ア、茶、胡椒等、所謂熱帶植民地産物は、財政上の關係より最低稅率の半額を課す。又第二コンゴ、アイヴオリ、沿岸、ダホメ、ギニー、セネガル、ソマリランド、印度に於ける佛領等より佛蘭西へ來る輸入品には最低稅率を適用するを原則とし、或る種類の貨物に限り特に無稅又は輕稅とし、一方に是等の植民地に對する佛國輸入貨物は無稅とすることとし、本國植民地間の貿易關係を密接ならしめながら、本國財政上の必要に牴觸せず。又植民地の輸出入

易を妨げざるを期したり。

次に關稅行政法に就て注意す可き規定を設けたり。即ち佛蘭西の貨物に附加税を課し、又は其輸入を禁止したる國の貨物には、佛蘭西に於ても同等の取扱を爲すを得べく、議會開會中は其議に付するも閉會中は行政命令を以て執行し、次の開會に承諾を要することゝしたり。

右の關稅則成立後、佛蘭西は他國と通商條約の締結に着手し、多數の國は佛國最低稅則の適用を受くるを條件として、佛蘭西に最惠國の取扱を爲す可きを約し、葡萄牙、伊太利に對しては一時佛國に於て最高稅則を適用したり。概して以前の協定稅則に於て稅率を協定すると異なり、佛國が他國を讓步せしむる所、少なきと共に、條約の締結も亦簡單なりしが、唯、瑞西とは條約締結に困難を極めたり。蓋し瑞西は千八百九十年國庫收入増加の目的を以て國定稅則の改正を企て、千八百九十三年佛蘭西に於て關稅則討議の際には、瑞西政府は佛蘭西最低稅則の適用を受くる報酬として、讓步を爲す能はざる旨を明言したるが、愈々其實施を見るや、佛蘭西に對し六十二種の有稅品殊に工藝品の稅率低減を要求し、佛蘭西が之を拒絶したるよ

り千八百九十三年一月以後、瑞西は佛蘭西の貨物全軀に國定稅則を適用し、且つ二百の有稅品には此以上の課稅を加へ、佛蘭西も亦瑞西貨物に最高稅率を適用し、二年半の間兩國互に關稅戰爭を繼續したるが、千八百九十五年八月双方の議熟し、佛蘭西は最低稅則以外に、瑞西の輸入品二十九種の率を輕減し、之を條件として、瑞西協定稅則の適用を受くることゝ爲れり。

千八百九十二年の關稅則制定後、佛蘭西は協定稅率の制限を蒙らず、最高最低稅則共に國法を以て改むるを得るに至れるが故に、例へば千八百九十四年小麥の輸入稅を百基に付き五法より七法に引上げ、千八百九十九年には葡萄酒の稅率を引上げる等、隨時種々の改正を加へたるが、大體の方針は千九百九十二年の關稅則に於て決定し、今日に至るまで著しき變動なしとして、斯る商業政策の方針は佛蘭西の經濟社會に如何なる影響を及ぼしたりやと云ふに、其最も著しきは商工業立國の目的を妨げたるに在り。今之を證明する爲め、佛國の貿易統計を擧ぐるに左の如し。

輸入貿易

年次	原料品	製造品	食料品	總額
一八八三— 一八九一平均	二、一九七 <small>百万</small>	六四五 <small>百万</small>	一、五〇四 <small>百万</small>	四、三四四 <small>百万</small>
一八九二	二、二七三	六一五	一、四〇〇	四、一八八
一八九三	二、二九九	五六四	一、〇六一	三、八五四
一八九四	二、一〇四	五四八	一、一九八	三、八五〇
一八九五	二、一〇一	五八三	一、〇三五	三、七一九
一八九六	二、一七四	六一八	一、〇〇七	三、七九九
一八九七	二、三一九	六〇八	一、〇二九	三、九五六
一八九八	二、三四八	六一八	一、五〇五	四、四七一
一八九九	二、八四〇	七二七	九五一	四、五一八
一九〇〇	三、〇三五	八四四	八一九	四、六九八
一九〇一	三、一二五	七八九	八〇二	四、七二五

輸出貿易

原料品	製造品	食料品	總額
一八八三— 一八九一平均	七八七	一、八〇一	七八二
一八九二	八二三	一、八七九	七五九
一八九三	七八四	一、七四二	七一一
一八九四	七五五	一、六五七	六六六
一八九五	八七四	一、九〇九	五九一
一八九六	八三六	一、九二三	六五二
一八九七	九四四	一、九三三	七二一
一八九八	九三二	一、九二六	六六三
一八九九	一、二一〇	二、二六七	六七五
一九〇〇	一、〇八五	二、二五五	七六九
一九〇一	一、〇九一	二、二九七	七七八

右の表に據り千八百九十二年來貿易の趨勢を察するに輸入貿易に於ては原料品の輸入高著しく増加し、製造品の輸入も多少の増加を示せども、食料品の輸入著しく減少したり。又輸出貿易の方に於ては原料品、製造品の輸出は略ぼ同額の増加

を示せり、是等の事實は、佛蘭西が輸出工業國たる地位に進まざる證據にして、殊に外國より輸入する食料品の減少したるが如き、益々此地位に遠ざかりしむるものなり。固より穀價下落は世界の大勢にして、佛蘭西も亦之を免かれざりしと雖も、尙ほ輸入税に依て外國の供給を防遏し、一方に内國産額も亦増加せずして、常に外國市場の相場以上の穀價を維持したるの事實あり。

年次	耕地面積 <small>千ヘクタール</small>	産額 <small>千メトリク</small>	輸入超過額 <small>千メトリク</small>	消費額 <small>千メトリク</small>	平均穀價
一八八四— 一八九一平均	六五九六	一〇四、三八五	一四、八	一二〇、五	一八、二六
一八九二	六九八七	一〇九、五三八	二五、七	一三五、二	一七、八七
一八九三	七〇七三	九七、七九二	一三、三	一一一、一	一六、五五
一八九四	六九九一	一二二、四六九	一六、五	一三九、〇	一五、二一
一八九五	七〇〇二	一一九、九六八	六、四	一二六、四	一四、四〇
一八九六	六八七〇	一一九、七四二	二、二	一二一、九	一四、八二
一八九七	六五八四	八六、九〇〇	六、九	九三、八	一八、八五
一八九八	六九六四	一二八、三二二	二六、二	一五四、二	一九、九〇

一八九九	六九四〇	一二八、四一九	一、七	一三〇、一	一五、六〇
一九〇〇	六八六四	一二四、七一一	一、六	一二六、五	一五、五五

右の表に據るときは、穀物耕地の面積は産額と共に増加し、穀價は千八百九十七年の兩年を除き、概して低落の方嚮に在り。農業家は關稅増率當時に豫想したる利益を收め得ざりしこと勿論なりと雖も、尙ほ問題と爲るは關稅を増率し、又は之を課せざりし場合には、下落の程度更に著しかりしの一事實なりとす。外國より低廉なる供給を受く可き場合に關稅に依て之を防遏したる事實は、蔽ふ可からざる所にして、近年佛蘭西の製造工業が充分に發達せざるが如き、農業保護に偏重せるの結果には非ざるか。千八百九十三年と千九百年とを比較するに、銑鐵の産額は二百萬噸より二百七十萬噸に、鐵鋼鐵の産額は百五十萬噸より百九十萬噸に増加し、又絹織物の産額は千八百九十二年より九十六年に至る平均二億四千四百五十萬法に對し、千八百九十七年より千九百一年に至る平均二億六千五百萬法に増加し、何れも多少の増加を示せども、其遅々たるや論なし。殊に絹織物業に對しては、千八百九十二年の稅關則に於て、既に保護の厚かりし上に、尙ほ千八百九十九年二月以來日

本産物の競争甚だしきを理由として絹布百基の最低税則を九百法に、最高税率を千五百法に引上げたるにも拘はらず、實際の成績右の如くなりとすれば、工業發達の望甚だ少なしと云はざる可からず。

尙ほ佛國が輸出工業國たる地位に進むに當て、妨害と爲るは、海運業の衰頽是れなり。既に一言したる如く、佛蘭西は内外船舶に依て區別税を課する方法を廢止したるに關聯して、千八百八十一年造船業并に長距離航海に保護金を與ふるの制度を採用し、同年より千八百九十二年まで佛國船舶の噸數大に増加し、佛國船舶に依て行はるゝ貿易の割合も千八百七十七年より八十年に至る平均二割六分なりしに、千八百八十一年より九十二年に至る平均三割に増加したり。然るに此間内國の造船業は毫も發達せざるを以て、造船業者は千八百九十二年造船獎勵金の増加航海獎勵金の繼續、外國より購入せる船舶に對する獎勵金の半減を請求し、海運業者の反對ありたるにも拘はらず、千八百九十三年の法律として實施せられ、爾來海運業者は連年衰運に陥りて恢復の見込なく、終に千九百二年の改正法に於て再び千八百八十一年の法律に復すると同時に、獎勵金の金額を増加したり。此獎勵法が

果して佛國海運業の面目を一新するを得るや否や、將來の事實に依て確むるの外なし。今、千八百九十年と千九百年とを比較して佛國海運業が衰頽せる狀況の一斑を示す可し。

汽船噸數

	一八九〇年	一九〇〇年
英 吉 利	七、五〇七、八八五	二、〇九三、八〇七
獨 逸	七、七二、九九八	一、八七三、三八八
佛 蘭 西	七、四七、五二二	九八五、九六八
米 國	五、四五、五九〇	九七〇、八八一
那 威	一、九一、九五三	六、七二、五四九

内外船舶に依て行はるゝ貿易額

佛國船舶に依る貿易額

外國船舶に依る貿易額

總 計

第一項 百分率

第二項 百分率

一八八一—	五、七五〇、七五五	一三、三九四、八二〇	一九、一四五、五七五	三〇	七〇
一八九二平均	四、九一二、〇〇〇	一四、二八一、〇〇〇	一九、一九三、〇〇〇	二五	七五
一八九三					

一八九四	四、六一六、〇〇〇	一四、九五四、〇〇〇	一九、五七〇、〇〇〇	二五	七五
一八九五	四、六四四、〇〇〇	一四、五五九、〇〇〇	一九、二〇三、〇〇〇	二四	七六
一八九六	五、〇八四、四六五	一五、九〇七、八七七	二〇、九九二、三四三	二四	七六
一八九七	五、二一〇、五四〇	一六、四五五、四三三	二一、六六五、九七三	二四	七六
一八九八	五、二四五、六六九	一八、〇二二、九一〇	二三、二六八、五七九	二三	七八

世界列國が互に競争して海運業を獎勵し、海運業に依て得る運賃收入を海外支拂金に供用し、以て低廉に食料品、原料品の供給を受くる際に、佛蘭西貿易の大部分が却て外國船舶に依て行はれ、海外に運賃を支拂はざる可からざるに於ては、輸出工業國の地位に進むも難しと云ふ可きなり。

本節に掲ぐる統計は主として Franke—Der Anshau des heutigen Schutzsystems in Frankreich に據れり。尙ほ佛國海運業衰頹の原因、新獎勵法に就ては同書第十二章參照

第四章 米國の商業政策

第一節 獨立當時の關稅則

千七百七十六年亞米利加植民地が本國に對し獨立の宣言書を發してより、千七百八十九年憲法の規定に據り、第一回の議會が召集せらるゝまで、米國には英國の植民地に對する商業政策、既に其効力を失したるにも拘はらず、一方に之に代る可きものなかりしを以て一時全く商業政策の存在を缺き、商業上の狀態頗る亂雜なりしは論を俟たず、而して此間外國との貿易は如何なる變動を蒙りたるやを觀察するに、英米兩國間に於ては開戰と同時に、米國は英國貨物の輸入を禁止し、英國も亦米國貨物に對して同一の手段に出でたり。米國と英國以外の諸國との貿易は從來英國の植民地政策、極めて嚴酷なりしに拘はらず、密輸に依て行はれたるが、是れ亦戰爭の爲めに、殆ど其跡を絶つに至れり。斯く外國商品輸入の道、杜絶したる結果として、米國の製造工業が非常の獎勵を受け、事實上の保護に浴したるは明白の事實にして、戰爭は輸入禁止又は禁止的輸入税と同一の効果を現はし、從來尙ほ家内

工業の境遇に在りたる製造工業は熟練なる職工と必要なる原料を備ふる地方に於て、着々其發達を見るに至れり。殊に外國製鐵品の輸入杜絶したる一方に、軍事上之に對する需要、頓に増加したる關係より、製鐵業の發達著しきを示したり。隨て此當時より製造工業は一種の保護を受けて、漸く其萌芽を發し來れるものなり。唯千八百七十八年フランクリン、ヂーン、リー、ジェラードの四名は米國を代表して佛蘭西と同盟、通商條約を締結し、互惠主義に基き、兩國の間に貨物輸出入の自由を認めたるが、其根本の趣意たる、之に依て英國の貿易に打撃を加ふると共に、當時米國に於て産出する能はざる軍需品の供給を豊ならしむるの二點に胚胎したるものにして、商業政策の主義と關聯する所なし。而して一方に政府は、各州立法部に訓令を與へて、麻、亞麻、綿花の耕作、羊毛の生産を獎勵し、産業改良の組合を起し、且つ帆木綿并に鋼鐵の製造に従事す可きことを要求したり。

戰時、米國の製造工業の萌芽を發し來りたること斯の如し。故に千七百八十三年平和恢復して貿易上の關係、舊に復するや、歐洲諸國殊に英國の製造工藝品は浴々として米國へ輸入し、米國に於ける幼稚なる産業に對して競争を試むるに至れり。

即ち米國に對する英國の輸出貿易は戰後著しく増進し、千七百六十六年より七十五年に至る平均年額は二百萬磅なりしに、千八百八十四年より九十二年に至る平均年額は三百萬磅に上れり。(註一)蓋し英國に於ては多年間の戰爭中、米國の市場閉鎖せられたる結果、自ら輸出品に過剰を告げ來れる折柄、新に貿易の通路開けたるを以て、英國の貿易業者は此豊富なる市場を恢復せんとし、百方販路の擴張に勉めて力を餘さず。一時は倫敦、リヴァプールに於けるよりも、米國市場に於て英國貨物の低廉なるの事實を生じたり。米國の幼稚なる産業が斯る劇烈なる競争を受け、之に堪へ得ず、非常の窮境に陥れるは當然の理にして、此時より製造業者の間に保護政策論の勃興を致し、各聯邦殊にコンテクチカット、ニューハムプシャー、ペンシルヴェニア、ロードアイランド、マッサチユセツ諸州は漸次保護の方針を以て輸入税を課したり。然るに當時税權は未だ中央政府に統一せられず。依然各聯邦州の手に存じて、聯邦州隨意に關稅則を改められたれども、既に外國に對して一の計畫を有する商業政策を行ふに當り、各聯邦州獨自に關稅則を制定し、各州特別の經濟事情に依て輸入税を賦課するに於ては、到底政策の統一を得て、満足なる結果を收

む可からず。一州の爲す所は他州の利益に背馳するは勿論にして、現に千七百八十年より八十八年に至る間、ペンシルヴェニア州は十五回、ヴァージニア州は十二回、マッサチューセツ州は七回、メリーランド州、并に紐育州は各七回、コンネクチカット州は六回、税則を改めたるに拘はらず、其効果の見る可きものなきが如き、明に各州獨立の政策の無効なるを示して餘ありとす。

(註一) Leon Levi—History of the British Commerce. p. 57.

事情斯の如くなるを以て中央政府に於て税權を統一して、商業政策の方針を確立するの必要は、目前の急に迫れるのみならず、更に英國との經濟上の關係は益々其必要を促し來れり。蓋し英國は政治上の事情より、米國を棄るの已むを得ざるに至りたれども、尙ほ經濟上、米國をして常に英國に従屬せしむるの念を絶たず、植民地時代に於けると同じく、米國を原料品の供給地とし、且つ英國工藝品の市場に充てんとし、此目的を達する手段として米國より輸入する原料品を無税とすると同時に米國へ對し機械を輸出するを禁止したり。故に米國にして若しも之を自然の成行に放任せんか、或は英國をして其宿志を果さしむることなきを保す可からざ

るを以て、米國独自の政策に依て之に對抗す可しとの議論は、自然政治家の内に生じ來れるのみならず、財政上遽に内國税を徵收し得ざるを以て、關稅の收入に依て財政の基礎を鞏固ならしむると、聯邦州間に關稅則を統一して其關係を密接ならしむるとの二點は、漸次世間に其必要を認めらるゝに至れり。

以上の必要に應ぜしむるの目的を以て先づ千七百八十七年[#]ラデル[#]フェアに於ける聯邦州會議の制定に係る憲法に於ては、内外商業を規制するの權能は擧げて之を中央議會に托し、且つ全國を通じて其方法を統一せしむるの規定を設け、憲法第一條第八項次で千七百八十九年此規定に基き、中央議會は一の關稅則を制定したり。制定の原因、右に論ずるが如くなりしに拘はらず、其保護の分子を有すること甚だ少なく、(註二)稅率は最低五分より最高一割五分の間を上下し、鐵には七分五厘、麻、羊毛、綿織物には五分、硝子製品には一割の從價税を課し、綿花、羊毛、草類の如き原料品は無税とし、稅表に掲げざる貨物には從價税五分を課することとし、平均稅率八分五厘に當れり。要するに内國の產業が充分の保護を要する程度まで發達し居らざりしが爲め、斯く保護の方針に向ふこと甚だしからざりしものにして、唯、亞

麻鐵製品鋼釘硝子は戰時に於ける供給の重要なるを理由として、特に從量税を課し、以て保護の目的を達せんとしたり、此他一年内に再輸出する貨物には税金より一割を控除したる金額を戻税として交付し、又米國人所有の船舶に依て輸入せらるゝ貨物には、税金一割を低減するの規定を設けたるが如き、千七百八十九年の關稅則に於て注目を要する所なり。

(註二) タウシツカ氏の如き此關稅則を以て其主要の目的とする所、國庫收入の一事に在るを斷言したり *Tausig—Tariff History of the United States, pp 14-5.*

其後千七百八十九年より千八百八十年に至るまで、十二の關稅則發布せられ重なる輸入品に稅率の引上を見たること、左表の如し。

年次	鐵	綿織物	毛織物	麻織物	硝子製品	稅表に掲げざる貨物
一七八九	七 _分 五	五 _分	五 _分	五 _分	一 _割	五 _分
一七九〇—九一	—	七 _分 五	—	—	一 _割 二 _五	—
一七九二	一 _割	—	七 _分 五	七 _分 五	一 _割 五	七 _分 五
一七九四—九五	一 _割 五	一 _割 二 _五	一 _割	一 _割 二 _五	一 _割	一 _割

一七九七—一八〇〇	—	一 _割 五	一 _割 二 _五	—	—	一 _割 二 _五
一八〇四—八	一 _割 七 _分 五	一 _割 七 _分 五	一 _割 五	一 _割 五	二 _割 二 _五	一 _割 五

斯く連年稅率増加の度著しく、二十年間に殆ど三倍に上りたるは、必ずしも保護政策の發達のみ依るものに非ず、之と同時に財政上の必要に基く所多きを認めざるを得ざれども、稅率増加の結果、内國の産業に對して自然保護の作用を致したるは論を俟たず、而して此増率を爲すに就て、最も與て力あるは時の大藏卿アレキサンダーハミルトンが千七百九十一年十二月代議院へ提出したる製造業に關する報告に於て、内國産業保護の必要を唱へたる一事なりとす。ハミルトンの議論たる後年の保護論に有力なる援助を與へ、保護論者の推重して措かざる所なるが、其説く所は決して急劇極端に涉らず、穩和漸進を主眼とし、七分五厘乃至一割二分五厘の保護税の外に、補助金、獎勵金の制度を取り、且つ原料品に對する自由輸入を主張したり、此内、補助金、獎勵金の制度は實際に採用せらるゝに至らざりしと雖も、千七百九十二年の關稅則に於て從來八分五厘の平均稅率を一割三分五厘に引上げたるが如き、ハミルトンの議論の影響したる顯著なる一例とするに足る可し。

米國工業の發達幼稚なりしが爲めに特に保護の必要を感ぜざりしは前論の如くなるが、然も永く斯る境遇に留まらず千七百九十三年ホヰット子の發明は紡績機械を一新し、フルトンは航海に蒸氣を應用するを工風して、千八百三年其特許を受け、合資組織の會社事業は各地方に起れり而して此際一方に米國の工業に保護の効果を及ぼし、其發達を助長したるものは即ち英佛戦争なり。蓋し千八百六年の頃、兩國の戦争次第に其極點に達し、互に對手國の商業を妨害して他を苦しめんとするや、兩國共に中立國の貿易を遮斷して交戰國に與ふる援助を杜絶せしめんとし、千八百六年英國がプレストよりエルベに至る一帯の沿岸、港灣、河口を封鎖區域とするや、ナポレオンは之に對して英國全躰の封鎖を宣言し、英國は翌年一月佛蘭西各港との貿易を禁止し、互に嚴峻なる制限を持して相譲らず。隨て中立國として米國が貿易上に蒙る損害は非常にして、到底堪ふ可からざるを以て、時の大統領ジエッフアーンソンは寧ろ米國自身貿易を中止し、英佛兩國をして直接に損害の大なるを自覺せしめ、以て反省する所あらしむるに如かずと爲し、千八百七年十二月議會は出港禁止令(Embargo)を制定し、總て米國船舶の出港を禁止し、外國船舶にし

て米國港内に碇留するものは現に船内に存在するもの、外に、新に貨物を搭載するを得ず。且つ直に出港す可き旨を命令したり。此政策は終に其目的を達するを得ず。米國は密賣買に依るの外、貿易を營む能はざるに至れる結果、大に米國の利益を傷くるに止まり、千八百九年之に代ふるに非交通令(Non-Intercourse Law)を發布し、英佛兩國其同盟國并に植民地と商業上の關係を絶ち、兩國の商品并に船舶に對して米國の港灣を閉鎖したり。此一事は終に千八百十二年より十五年に至る英米戦争の發端と爲り、此間米國の外國貿易は殆んど中絶の姿を呈し、左の如き變動を來したり。

	輸入	輸出
一八〇七 ^{十萬}	一三八、五	一〇八、三 ^{十萬}
一八〇八	五七、〇	二〇、四
一八一〇	八五、四	六六、七
一八一二	七七、〇	六一、三
一八一四	一三、〇	六、九

斯く戦争に基ける貿易の停廢は米國の製造工業に如何なる影響を及ぼしたるか、外國輸入品の杜絶は米國市場に於ける相場に非常の騰貴を來し、如何なる保護税も亦之に及ばざる程度に於て、米國の工業を保護したること前表に依て見るも明なり。而して從來外國貿易業に投下せられたる資金は其事業の存立既に危く、殆ど利殖の目的を達す可からざるの勢、明瞭なるより、漸次回收の上、恰も戦争の爲めに保護に浴しつゝある製造工業に投ぜらるゝに至りたるは、自然の成行にして、隨て從來家内工業の體裁を備へたる事業は工場組織の工業に進歩したり。之より前千八百十年當時の大藏卿ギヤラチンが公にしたる製造業に關する報告を見るに、ギヤラチンは米國の製造業を(第一)國內の需要に應じ、且つ外國に供給し得るもの、例へば材木業、製革業、蠟燭、油、砂糖製造業等、(第二)國內の需要に應じ得るに止まるもの、例へば鐵、綿花、麻織物、紙、酒精、時計製造業等、(第三)保護の下に漸く存立し得る事業、例へば製藥、鹽、銅、眞鍮製造品、硝子等の三種に區別し、米國に製造工業を起すの困難なる原因として、人口と比較して土地の供給豊に過ぎ、貨銀の程度、高く、資本不足せるの事實を擧げたり。然れども戦争の結果、原料の輸出杜絶して、内國に其供給豊なるに至れる一方には、從來商業に投ぜられたる資金、工業に移りて、資本的生産の狀態を成し、新機械は各工場に應用せられて、ギヤラチンが工業發達の妨害として擧げたる原因の一部を除くを得たり。

之を事實に對照するに、例へば紡績業の如き從來米國に之を起さんとして苦心したること、其幾回なるを知らず、千七百九十八年、曾て英國アークライトの工場に使役せられて技術を修得したるサミュエルスレーターなるもの、ロードアイランド州のポーターケットに工場を起したれども、尙ほ充分の成效を得る能はず。然るに千八百八年始めて外國輸入品に對する制限、加へられ、續て英米の戦争と爲るや、著しく斯業の發達を助け、千八百八年には錘數八千箇に過ぎざりしに、千八百十二年には八萬箇に、千八百十五年は五十萬箇に増加したり。(註三)又毛織物業に就て見るも、事實は同様にして、千七百九十三年の頃、英人シヨルフ・ギルド、蘇格蘭人サン・ダイン等、移住し來りて、斯業を計畫し、殊に羊毛の品質粗惡なりしを以て之を改良する爲め、千八百二年、西班牙よりメリノ羊を輸入したれども、毫も成績の見る可きものなかりしに、一度び紡績業と同一の狀態に立つや、其發達著しく、千八百十年

の産額四百萬弗なりしに、千八百十五年には千九百萬弗に増加したり。

(註三) *Tausig-Tariff History*, pp. 26-28.

第二節 保護政策の實行

戰爭中、米國の製造工業が發達したること以上の如し。然るに千八百十五年平和の恢復と共に貿易は舊に復し、現に千八百十四年には千三百萬弗に過ぎざりし輸入貿易は千八百十五年には一億千三百萬弗に、千八百十六年は一億四千七百萬弗に増加の勢を示したるを以て、米國の製造工業は非常の窮地に陥り、破産するもの種を接して已まず。殊に綿織物紡績業の如き、外國に於ける綿花の需要増加し、原料品の價騰貴したるを以て、一層の困難を蒙り、製鐵業も戰後英國の製造工場は専ら骸炭を使用して製造法を改良したるに反し、米國の工場は依然木炭を使用し、然も人口の増加と共に採伐す可き森林減少し、英國の鐵とは勿論、森林の豊なる露西亞、瑞典の鐵とも競争する能はずして、非常の苦境に陥れり。

茲に於てか保護論は非常の勢を以て勃興し來り、大統領マヂソンは千八百十五

年議會へ與へたる教書に於て、明に保護の必要を唱道し、之に伴て世間に於ては或は保護税に依て幼稚なる産業を維持す可しと云ひ、或は内國の産業を盛にして農産物に對する販路を内國に開き、以て外國市場に於ける販路の不確實なるより生ずる危険を除く可しと云ひ、議論百出の趣ありしが、終に千八百十六年の關稅則成立し、専ら織物業の保護を目的として、織物に二割五分の保護税を課し、其他の輸入品に財政上の理由より平均二割の課税を爲したり。殊に此際保護法適用の一段として、一ヤード二十五仙以下の織物は總て二十五仙の價格あるものと見做し、之を標準として課税するの規定を設けたり。即ち二十五仙以下の價格のものとも雖も、二十五仙に對する二割五分、六仙四分の一課税を受くるものにして、之を最低價限定法(*Minimum valuation proviso*)と云ふ。其實施の結果を見るに、千八百十八年以來綿織物の價は大に低落し、現に其粗製品の如き、千八百十九年には一ヤードに付き十九仙、千八百二十六年には十三仙、千八百二十九年には八仙二分の一に下落したるを以て、最低價制限法は實施後數年ならずして、大に効果を現はし、粗製品に對する課税特に重きを加へて、其輸入を杜絶せしめたり。

故に米國に於ける保護政策の端緒は戰後特殊の經濟事情に胚胎せるものにして、必ずしも根柢ある議論に基けるに非ず。メーヨリスミス并にセリグマン氏は之を説明して曰く製造工業は四圍の事情奮に復すると共に急劇の打撃を蒙るを脅されたり。茲に於てか米國の歴史に始めて保護の運動なるもの起れり。是れ實に偶然の事變より生じたる結果の繼續を保證する政策を、永久のものたらしむるの運動なりと、(註一)保護論の端緒實に斯の如しと雖も、一度び其端を發するや、漸次發達して已まざるは保護の常なり。千八百十六年の關稅則に於ける増率は熱心なる保護論者を満足せしむるに足らず、現に此稅則實施後、千八百十七年には九千九百萬弗に減少したる輸入貿易が千八百十八年には一億二千百萬弗に増加し、製造品の價も下落し、殊に多年の戰亂を経て平和の狀態に恢復したる歐洲の製造工業が、次第に發達の緒に就き、多數の兵卒は戰場より歸來して生産業に復し、労働者の供給多くして賃銀低落したる結果、益々米國に對する競争を劇烈ならしめたり。當時米國に於ては製造業は既に各地方に起り、製造業者は有力なる團躰を成せるを以て、保護論を世上に傳播し、其實行を政府に迫るの實力を備へ、着々各方面に運動して

終に政府を動かすに至れり。

(註一) Mayo-Smith & Seligman—The Commercial policy of the United States, pp. 7—8.

今、保護政策が實際に現はれたる事實を見るに、千八百十七年航海條例制定せられ、米國へ貨物を輸入するには總て貨物原産地の船舶を以てするを必要とし、沿岸貿易を米國船舶に限り、千八百十八年には特に製鐵業を保護する關稅則制定せられ、平均稅率は三割五分に上れり。而して當時米國は各地方を通じて不景氣の狀態に在り、殊に英國穀物條例の改正に加ふるに歐洲に於ける農産物收穫の良好なりし結果、米國農産物に對する需要を減じて、不景氣は農業にも波及したるより、農業保護と工業保護との目的を同時に達するの議論起り、千八百二十四年羊毛、麻、硝子、鉛の生産并に之に關する製造業の保護を主眼とする關稅則制定せられ、平均稅率は三割五分より四割五厘に増進し、殊に内國に於て未だ生産の設備充分ならざる絹刃物等にも課稅し、又之と同時に最低價限定法に於ける織物の最低價格を三十仙に引上げ、綿製品、毛織製品の稅率は二割五分より三割三分の一に上れり。然れども、本來一關稅則に於て農業保護と工業保護との目的を同時に併せ達せんとする

は、事甚だ容易ならず。原料品に對する保護は其原料品を使用する製造品に對する保護を減殺するは當然にして、双方利害關係の衝突を免かれず。例へば羊毛と毛織物との關係に就て見るに、毛織物の輸入税は千八百十六年二割五分なりしに、千八百二十四年の改正に於て當初三割、翌年より三割三分の一となりしが、一方に羊毛の輸入税は千八百十六年一割五分、千八百二十四年の改正に於て當初二割、翌年より二割五分、千八百二十六年より三割に上るの規定なるを以て、製造業者は保護の効果を失はざるを得ず。他の製造業に於ても亦同一の事實ありしを以て、製造業者は千八百二十四年の關稅則に満足する能はず。南部諸州の反對ありしに拘はらず、千八百二十八年製造業に保護を厚からしむるの目的を以て、關稅則を改正したり。固より農業に對する保護を全然度外に置くときは、稅則全體の成立を期する能はざるを以て、亞麻、麻、羊毛等には多少の増率を加へ、例へば麻の稅率一噸三十五弗なりしを四十五弗に引上げ、更に年々五弗を附加して六十弗に達せしめ、羊毛は從價稅三割三分の一なりしを、今後從量從價兩稅法を併用し、先づ從量稅を一封度四仙とし、之に加ふるに千八百二十八年には四割、二十九年には四割五分、其以後は五割

の從價稅を以てする等、原料品に増率したれども、一方に製造品に於ては銑鐵百二十封度に付き五十六仙の從量稅を六十二仙半に、條鐵一噸三十五弗より四十五弗に引上げ、毛織物には從來の從價稅法を改めて從量稅とし、一ヤード五十仙以下の毛織物には十六仙、五十仙乃至一弗の毛織物には四十仙、一弗乃至二弗五十仙の毛織物には一弗、二弗五十仙乃至四弗の毛織物には一弗六十仙の從量稅を課し、四弗以上の毛織物には四割五分の從價稅を課することしたり。故に毛織物の代價五十仙、一弗、二弗五十仙、并に四弗を境界として最低價限定法を行ひ、四割の從價稅を課すると同一にして、畢竟米國の毛織物業が振はざるは技術の缺點と、消費者が英國製の上等品を需要するとの結果なりとして、特に斯る過重の保護を加へたるものなる可く、之と同時に最低價限定法に於ける綿織物の最低價格を三十五仙に引上げたり。

以上の稅則改正は保護に偏すること多くして、保護論者の満足を買ひたれども、自由貿易論者は之を醜陋關稅則 (Abominations) と稱して攻撃到らざるなきのみならず、南北兩州の間に重大なる地方的利害の衝突を惹起すの原因と爲れり。蓋し南部

諸州は農業を重なる産業とし、農産物を歐洲諸國に輸出するの地位に在り、農業のものたる、新開國に於ては土地豊饒なる爲めに、舊開國に優る所多きは勿論にして、其事業の發達を謀るには特に外國貨物の輸入を制限するの必要なし。寧ろ外國より低廉なる製造品機械等の供給を受くるを得策とするを以て、自然自由貿易に傾き、北部製造業者と利害の關係相一致せず。千八百二十八年の關稅則に於て製造業保護の厚さを加ふるや、益々自己の利益を傷くるものと爲し、嘗に關稅問題のみならず、政府が國庫の剩餘金を支出して、北部諸州殊に製造業の盛なる地方に利益ある鐵道を敷設する等、國內一部の利益を擧ぐる爲めに、他の一部の利益を犠牲に供して顧みざるを非難し、又當時外國貿易の狀況を見るに輸出總額五千六百萬弗の内三千四百萬弗は南部の綿花、米、煙草等にして、綿花の輸出二千六百五十七萬五千弗に對する綿製品の輸出は百二十五萬八千弗に過ぎざるの事實なるを以て、南部經濟上の利害に重きを置く所なかる可からずとして、南部諸州をして黙視する能はざらしむるの理由を明にし、大に政府の處置を攻撃したり。斯く南北諸州、主義を異にして、争へる折柄、當時恰も國庫の收入支出に超過したるより、保護論者は内國

産業の保護に關係なき稅率を輕減して、之を處分せんとするに對し、南部自由貿易論者は保護政策を根柢より覆さんとし、事實問題に依て争點を解決せざる可からざるに至れり。而して一方に千八百二十八年の關稅則實施の結果を見るに、最低價限定法は關稅の逋脱并に低價申告の弊を促し、稅關行政上、紛議の絶ゆることなく、例へば當業者は價格一弗廿五仙乃至一弗五十仙の織物は、之を一弗以下の價格に申告し、以て二弗五十仙の價格ある織物と同一の課稅を蒙るを免かれんとするに反し、稅關は成る可く之を高價格の類別に編入せんとし、詐欺に對するに專斷を以て相臨み、益々南部諸州に非難の材料を與ふるより、政府も安んずる能はず。千八百三十一年多少の改革を加へたれども、自由貿易論者を満足せしむるに足らず。千八百三十一年十五聯邦州を代表する自由貿易會議は、フヰラデルフヰアに開かれ、現行關稅則改正の運動を催ほし、ギャラチンの起草に係る請願書を元老院へ提出したり。(註二)然るに當時の大統領ジャクソンも亦關稅が必要品の消費を抑壓し、地方的利害に重きを置き、國內に起る可き準備を缺ける産業を人爲に依て起さんとするの缺點を擧げて、改正の必要を認めたり。茲に於てか、自由保護兩論者の主張を折衷

するの議は、案外に成熟し、結局千八百三十二年の改正税則に於て、尙ほ保護の性質を有しながら、一方に大に税率を低減することゝし、毛織物の最低價限定法を廢止し、之に代ふるに從價税五割を課し、一噸六十弗なりし麻の從量税を五十弗に低減し、亞麻を無税品とし、銑鐵條鐵の税率を千八百二十四年の程度に復舊せしめ、羊毛には依然一封度に付き四仙の從量税に加ふるに、四割の從價税を以てしたるが、尙ほ一封度の價格八仙以下の羊毛は無税品とする等、種々の改正を加へたるに續いて千八百三十三年保護貿易の代表者クレイと自由貿易の代表者カルフーンとの間に協定成立し、カルフーンが從來唱へたる憲法問題の爭議も亦決定し、總て税率にして二割を超過するものは千八百三十四年同三十六年、同三十八年、同四十年一月一日に毎回超過率の十分の一を遞減し、千八百四十年中に更に十分の四を減じ、千八百四十二年一月并に七月の二回に殘餘の超過率を減じて、二割に至らしめ、從量税に就ては大藏省に於て適宜換算して、此割合に達せしむることゝしたり。(註三)

(註二) 請願書の全文は *Tunnsig State Paper* に在り

(註三) 憲法問題其他爭議の全林に就ては *Shinwood-American Tariff Controversy, etc. IX. X.*

第三節 南北戰爭前後の關稅則

之を概論するに、千八百十六年より千八百三十二年に至る十數年間は、米國に於て保護貿易論の最も盛なりし時にして、其後十年間は其勢舊時の如くなる能はず。保護政策に對する冷熱、斯の如く甚だしきは、要するに前十數年間には、米國の經濟をして急轉直下の勢を以て、農業より工業に移らしめんとし、外國の競争に對して内國の産業に一時の保護を要するを理由として、保護政策を適用するに他を顧みざりしに、既に内國の産業が人為の保護に依て發達を遂げ、或る程度まで自立するを得るに至れるを以て、漸次保護の必要冷却し去れるものなりとは保護論者の説明する所なり。果して然らば保護政策の成效、殊に幼稚なる産業に一時の保護を加ふる方法の成效を證明するものゝ如くなれども、爾後各種の産業が依然保護を要請して已まざりし事實に對照するときは、此議論を以て直に肯綮を得たるものと認むる能はず。

米國の商業政策は千八百三十三年の規定に據て、豫定の進行を遂げ、千八百四十

二年に至るまで税率は漸次二割を最高限度として低減せられ、同年歳計の不足を補ふ爲め、關稅増率の必要を生じて、税率を平均三割三分に引上げ、其結果、二割減率の行はれたるは千八百四十二年七月一日より九月一日に至る二箇月間に過ぎざりしと雖も、千八百四十六年に至りて、再び舊來の方針に復したり。蓋し千八百四十四年大統領改選に當てデモクラット黨のボルク、當選し、自由貿易論者として有名なウォーカー、大藏卿の職に就き、千八百四十五年自ら發表したる財政報告に基き、千八百四十六年の改革を行ひたるものにして、ウォーカーの報告はハミルトン、ギヤラチンの報告と共に、米國關稅則の沿革に於て重きを成すものなり。其一班を擧げんにウォーカーは有稅品をアルファベット順に據り、八階級に分ち、A級には從價稅十割、B級には四割、C級には三割と云ふが如き割合にて、漸次税率を低減し、鐵其他の金屬、金屬製品、羊毛、毛織物、毛皮、紙、硝子、木材等、重なる貨物は之をC級に置き、綿織物はD級に編入して二割五分の課稅とし、稅表に特定せざる貨物の税率は之を二割とする等、總て自由貿易の方針に依りて税率を低減したり。殊にウォーカーの報告書中、保護貿易の弊害を指摘したる一節は最も能く時弊に中れるものあり。即

ち曰く現行關稅則に於て課せらるゝ關稅の内、少なくとも其三分の二は國庫に支拂はれずして、保護を受くる社會に支拂はるゝものなり。昨年度に於ける輸入稅の收入は二千七百萬弗を超過したり、是れ實に重稅なりと雖も、現行稅則に於て人民が負擔する金額は八千百萬弗にして、其二千七百萬弗は國庫に支拂はれ、他の五千四百萬弗は有稅品と同種類の内國貨物の代價騰貴に依りて、保護を受くる階級に支拂はるゝなりと。(註一)

(註一) *Tunssig—State Papers.*

爾後ウォーカーの改革に依りて、米國の關稅則は大に整理の實を擧げ、千八百五十七年には國庫の剩餘金を處分する爲め、税率を低減し、以て南北戰爭に至りたるが、所謂自由貿易の時代に於て、米國の經濟社會は如何なる變遷を経たりや、先づ千八百五十年と千八百六十年とを比較するに、穀物の產額は五億九千二百萬ブシエルより八億三千九百萬ブシエルに、工藝製造品の產額は十億千九百萬弗より十八億八千六百萬弗に増加し、更に製造品の種類に就て區別を立つるに、千八百四十四年六萬五千噸に過ぎざりし銑鐵の產額は千八百五十六年には三十九萬四千噸

に千八百四十九年には二萬四千噸に過ぎざりし鋼鐵は千八百五十六年に十八萬四千噸に増加したるが如き、發達の顯著なるものにして、此他紡績の錘數は千八百四十年には二百十一萬二千箇、千八百五十年には三百六十三萬四千箇なりしに千八百六十年には五百二十三萬六千箇に増加し、千八百四十四年乃至四十九年には年額四百萬弗内外の綿製品輸出高は千八百五十九年には二倍の多きに上り、外國貿易は左の如き高に達したり。

輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	
一八四七年	一二二、四二四、三四九弗	一五六、七四一、五九八弗	一八五三年	二六三、七七七、二六五弗
一八四八年	一四八、六三八、六四四	一三八、一九〇、五一五	一八五四年	二九七、六二三、〇三九
一八四九年	一四一、二〇六、一九九	一四〇、三五一、一七二	一八五五年	二五七、八〇八、七〇八
一八五〇	一七三、五〇九、五二六	一四四、三七五、七二六	一八五六年	三一〇、四三三、三一〇
一八五一	二一〇、七七一、四二九	一八八、九一五、二五九	一八五七年	三四八、四二八、三四二
一八五二年	二〇七、四四〇、三九八	一六六、九八四、二三一	一八五八年	二九三、八二三、七六〇

輸入が連年輸出に超過せるは、加利福尼金鑛發見後、金の産額増加して、世界に之を供給したるの結果なるが、斯る特別の事情を除くも、輸出入貿易の増加極めて急

速なるは明白の事實にして、隨て千八百四十二年二千七百五十萬弗を算したる關稅收入は千八百五十六年に於て、稅率の低減に拘はらず、却て六千四百萬弗に増加したり。

右に掲げたる産業上の發達の幾何が關稅の低減に基くものなるや、之を論斷するを得ずと雖も、要するに自由貿易時代に於て、米國の經濟社會が繁昌を極めたるの事實は、之を蔽ふ可からず、然るに千八百五十七年の恐慌後、製造工業の疲弊を來し、國庫の收入を減少するや、東部殊にペンシルヴェニア州に於て保護論の勃興を致し、財政上の理由と相合して相當の勢力を占め、千八百六十年の議會に於てモリル稅則なるもの制定せられ、從價稅法に代ふるに從量稅法を以てし、總て稅率を千八百四十六年の程度に復舊し、毛織物、鐵の輸入稅には特に増率を加へたるが、次で南北戰爭破裂し、政府は戰時財政を維持する爲め、千八百六十一年八月并に十二月從來の無稅品に課稅し、茶、珈琲、砂糖、麻、革皮、絹等には特に重稅を課し、且つ内國に於て物產稅を課して、生産者の負擔を重からしめたる結果、之と均衡を保ち、一方には國庫收入の増加を期するの必要より、千八百六十二年并に六十四年の兩回關稅

を増徴し、税率は平均四割七分、有税品の數千四百五十に上り、關稅の收入も千八百六十四年には一億八百萬弗、千八百六十五年には二億九百萬弗に増加したり。

南北戰爭中、既に斯る理由を以て輸入税を引上げたるが故に、保護論者が之を機會として、大に増率を企て、普通の場合には容易に到達し得べからざる程度に及ぼさしめんとしたるは勿論にして、税率、有税品の數、右の高に達し、輸入品は一として保護税の制限を蒙らざるものなきに至れり。而して戰後、財政の狀態、舊に復し、内國税も千八百六十六年七月以降千八百七十二年六月に至るまで、數年の間に輕減免除せられ、現に千八百七十年并に七十一年には各種の經費は勿論、公債の利子を支拂ひたる後に、尙ほ一億弗の剩餘を生じ、國庫は其處分の道を得ずして市場より公債を買入るゝの事實あり。(註三)明に從來消費者に過重の負擔を加ふる輸入税を低減す可きの時期に接したるにも拘はらず、保護論者は百方力を盡くして之を妨げ、一時の策として行ひたる財政計畫を永遠に涉らしめんとしたるのみならず、却て物價并に賃銀の騰貴、戰時に於ける産業の破綻を理由として、税率増加を主張し、(註三)千八百六十七年には毛織物業者の運動効を奏して毛織物法なるもの發布せら

れたり。蓋し戰爭中、綿花の供給杜絶して綿織物業中止の姿と爲れるより、毛織物業は大に發達し、殊に軍隊用の需要増加して、事業の盛大を致したる結果、戰後に一層の苦境に陥り、税率の増加を主張したるものにして、千八百六十九年には鋼鐵にも輸入税の増率を見たり。

(註二) Dewey-Financial History of the United States, p. 401.

(註三) タウシツク氏曰く米國全體、殊に保護關稅に依て産業の發達したる地方に於ては、現存の狀態を以て永續す可きものと考へたり。即ち戰時の急要に應ずるが爲め、一時の便宜手段として、深く考慮を費さず、急劇に採用したる保護政策は、漸次永久の制度たらんとするに至り。Tariff History of the United States, p. 174.

政府の方針、右の如くなりしと雖も、輿論は漸く保護政策に偏重するの可なるを認めず、漸次關稅則に對する非難喧しきに至れるより、政府も之に動かされ、又二方には關稅の收入非常の金額に上り、連年歳入剩餘を生じて其處分に窮せるより、歳入調査委員會なるものを組織して、改革の方針を調査せしめ、委員ダヴヰットドウスノの如き主として改革の必要を唱へ、千八百七十年并に七十五年の兩回税率を低減したれども、僅に茶、珈琲、砂糖の如き内國産業の保護に關係なき貨物に減率を

行ひたるに止まれり。然も其後歳入調査の歩を進め、千八百八十二年發表したる報告に於ては、今日輸入税を低減するは最も能く人心に投合するの道にして、消費者を利するのみならず、一般商業に利益あり、唯、勞力資本の状態に於て、特に外國の競争に對し、不利益なる地位に在るものゝみを保護す可きの意見を報告し、千八百八十三年の關稅則は多少此意見を參酌して或る貨物に多少の減率を行ひたり。其を一を擧げんか、羊毛の如き然り。即ち千八百七十七年の關稅則に於ては羊毛一封度三十二仙以下のものには從量税十仙并に從價税一割一分を、三十二仙以上のものには十二仙并に一割を課したるが今回は從價税を廢止したり。蓋し原料品に課税するときは賠償の意味を以て、之を使用して製出する既製品に對する保護税を重くするの必要を生ずるのみならず、羊毛の場合には税金は羊毛仲次人、織物業者、織物販賣人、仕立商の間に漸次轉嫁し一々税金を前納するが故に、其負擔甚だ重きを加ふ。今、羊毛に對する税金を低減したるは其課税に伴ふ弊害を認めたるものにして、又斯く羊毛の税金を低減するに於ては、之と同時に毛織物の税金をも低減するの理由あり。從來毛織物には保護の意味を以て從價税を課したる上に、原料品課税を

賠償するの意味を以て從量税を課したるが、今回は從價税の方を一封度に付き代價八十仙以下のものには舊來の儘、三割五分に據置き、八十仙以上のものには三割五分より四割に引上げたれども、一方に從量税は一封度に付き三十五仙とし、又鋼鐵は一噸二十八弗より十七弗に、銑鐵は一噸七弗より六弗七十二仙に減率せられたり。唯、塊鐵の如き原料品に一噸七十五仙約三割五分の課税を爲し、又綿製品の税率を三割より四割に引上げたる等、或る方面に於て保護の程度を強くしたる所少なからず。

其後内國の物價下落するに隨ひ、從量税法に依て課する輸入税は從價税に換算して次第に重きを致し、千八百八十四年には平均四割一分六一、千八百八十五年には四割五分、千八百八十六年には四割五分五五、千八百八十七年には四割一分一に増進したるを以て、或る程度まで税率を低減するの必要は、自ら世間の承認する所と爲れるのみならず、當時當面の急務を以て目されたるは歳入剩餘を處分するの一事にして、此點より自ら税率低減の議論を高ふしたり。茲に於てか千八百八十七年大統領クリッヅランド氏は有力なる教書を議會に與へ、税率の低減并に原料品

に對する免稅を主張したり。隨て千八百八十七年より八十八年に至る議會に於ては關稅問題に關する議論沸騰し、デモクラット黨は輸入稅が高率に失して、細民に負擔を及ぼすこと甚だしく、且つ米國の工藝品は英國に於けると同じく低廉に産出し得るの事實を擧げて、保護の無用なるを主張し、關稅則改正の方針として(一)從量稅法を從價稅法に改め、(二)羊毛を始め原料品に對する課稅を免除し、(三)其他の稅率にも輕減を加ふるの必要を唱へ、自黨が政權を掌握せるを好機會として是等の方針に依て改革を行はんとするの機運に向ひたり。

第四節 千八百九十年以後の關稅則

デモクラット黨の主張に依て關稅改革の機運に向ひたるが、千八百八十八年の大統領改選期に於て、レバブリカン黨が勝利を占め、ハリソン氏大統領と爲るや、同黨はデモクラット黨と正反對の意見に基き、千八百九十年マッキンレー關稅則なるものを制定し、各種の貨物に對して稅率を増加したり、唯、米國に全く生産せられざるか、又は外國の競争を恐れざる程、低廉に産出せらるゝ貨物には之を低減したる

のみ、今稅率の増減を其目的より、區別するときは大略左の如し。(註一)

- (一) 國庫の剩餘收入の減少を目的とする減率例へば砂糖稅。
- (二) 保護を目的とする増稅例へば羊毛、毛織物、土器、硝子、綿製品稅。
- (三) 内國産業の自立を理由とする減稅例へば鋼鐵稅。
- (四) 新産業の設立を目的とする増稅例へば錫板稅。
- (五) 政治上の情實に基く増稅例へば農產物稅。

(註一) Mayo-Smith & Seligman-Commercial Policy, pp. 25-6.

今、重なる貨物に對する稅率の異動を説明せんに、先づ第一に注目す可きは羊毛の稅率引上なり。即ち衣服用羊毛には一封度に付き舊來の稅額十仙を十一仙に引上げるに止めたるが、絨氈用羊毛の稅率は三割二分より五割に引上げたり。絨氈用の羊毛は最も劣等の種類に屬し、米國に生産せられず。然るに斯く稅率を引上げたるは、優等の羊毛が絨氈用として輸入せられ、正當の稅金の負擔を免かるゝ弊あるを以て、之を防ぐの意に出づるものなり。既に羊毛の輸入稅に斯る改正の行はれたる以上は、毛織物の輸入稅に、引上を見るは當然にして、試に千八百八十三年と千八

百九十年との税法を比較するに、後者の税金の過重なること、驚くに堪へたるものあり。

一八八三年

- (1) 一封度八十仙以下の代價のもの
税金三五仙并に三割五分
- (2) 同上八十仙以上の代價のもの
税金三五仙并に四割

一八九〇年

- (1) 一封度三十仙以下の代價のもの
税金三三仙并に四割
- (2) 同上三十仙乃至四十仙のもの
税金三八仙五并に四割
- (3) 同上四十仙以上のもの
税金四四仙并に五割

麻織物の粗製品は内國産、精製品は外國輸入に係るを以て、精製品の税率は三割五分より五割に引上げられ、麻レース、麻繻、絹レース、絹繻等、何れも六割の課税を受けることゝ爲れり。鐵并に鋼鐵に對する課税は從來の税則に於て大問題なりしが、其後斯業の發達著しく、現に銑鐵并にベセメール鋼鐵條の産額は千八百八十九年始めて英國の産額に超過するの事實ありしを以て、今回は其税率に就て格別の注

意を惹起さず。鐵の税率は据置、鋼鐵の税は一噸十七弗より十三弗四十四仙に低減せられたり。蓋し内國の産業が發達して自立の地位に立つに至れるが爲めに、税率を低減するものなる可しと雖も、右の税率にては尙ほ輸入禁止と同一なるを免かれず。(註二)

(註二) Tussig—Tariff History, p. 272.

之と相前後して米國保護政策の理論に變遷を來したるは、大に注目す可き所なり。蓋し從來米國に於て保護論の根柢たりしは、幼稚なる産業の保護に外ならざりしが、米國産業發達の程度著しく、其或るものは歐洲舊國の産業に匹敵する勢あるより、此議論は實際に之を應用するを得ず。茲に於てか一派の學者は内國市場の開發、國家の自給自活を主義として、保護政策を支持せんとするに至れり。彼のハッテン氏の如き其一人にして、其所説に曰く世界の進歩は今や内國富源の開發に由る所多くして、外國貿易に由るものに非ず。吾人は各國が自然に授與せられたる勞働の機會を組織的に發達せしむるを必要とす。世界をして完全なる産業上の状態に至らしめんとするには、天然の富源を更に利用せざる可からず。進歩は天然の富源

に豊なる大々陸國の發達に俟つを常とすと(註三)千八百九十年の關稅則に於て錫板の稅率を引上げたるが如き、要するに斯る保護論に基くものなり、蓋し錫板は從來米國に於て製出せられず、其稅率は一割五分乃至三割五分にして、其下に外國より輸入せられたるが、新稅則は之を改めて從量稅法とし、一封度に付き二仙半即ち約七割に引上げたり、但し之に條件を付し、千八百九十六年までに錫板の内地製出高が千八百九十年より九十六年に至る或る一年間の輸入高の三分の一に達せざるときには、千八百九十六年限り無稅とすることゝしたれども、其意の存ずる所は禁止的輸入稅を課して、從來内國に起らざりし事業を起さんとするに在りたるや論なし。

(註三) Putney—Economic Basis of Protection, p. 15.

千八百九十年の關稅則は精糖に一封度半仙の從量稅を課するの外、一切の砂糖を無稅としたれども、一方に農産物の輸入稅にして増率を受けたるもの少なからず、即ち大麥の稅率を一ブッシェル十仙より三十仙に、オート麥には十仙より十五仙に、小麥には二十仙より二十五仙に、秣には一噸二弗より四弗に増率したるが如

き、米國關稅則に於て極めて異例とする所なり、思ふに此事たるレバブリカン黨が農業者は製造業保護の爲めに利益を犠牲に供せらるゝとの非難を避くるの必要と、一方には千八百八十九年農産物の輸入高は二億五千六百萬弗に達したるを以て、多少之を制限するの意に出づるものにして、農業を保護の圈内に加入せしめんとするの目的に外ならずと雖も、斯る課稅に依て保護の効果を受くるは、加奈陀と境界を接する地方に止まり、到底一局部の利害に依て全體の方針を左右するの嫌なきを得ず。

千八百九十年の關稅則に於て注意す可きは、互惠主義の條項を加へたるの一事なり、元來米國は歐洲大陸諸國の商業政策に於て重要な地位を占むる條約制度とは全く特立し、他國と締結せる條約に於て最惠國條款を認むれども、尙ほ其適用を制限し、米國が任意無條件にて他國に與へたる利益は、最惠國條款を有する國に均霑せしむるも、米國が他國より特別の讓歩を得るを條件として與へたる利益には最惠國條款を適用せず、其適用を受けんとするには、米國が満足する利益を以て之を購はざる可からずとしたり、斯く最惠國條款の適用を制限するに於ては、米國と

貿易上の關係を密接ならしむるには勢、互惠主義に基き條約を締結せざる可からず。從來の實例を見るに、米國は千八百五十四年英國と互惠條約を結び、米國と加奈陀との間に穀物、家畜、魚類、材木、麻の出入自由を認めたるが、千八百六十六年米國より其解約を宣言し、千八百七十五年布哇と互惠條約を結び、或る貨物の出入自由を認むると共に、其第四條に於て布哇國王は本條約に於て合衆國に與へたる自由輸入の特典を他國に與へざる旨を規定したり。以上の關係より千八百九十年の關稅則に於ては、互惠條約を締結するの基礎として、大統領は合衆國へ向け砂糖、茶、糖蜜、珈琲、革等を輸出する國が合衆國の農産物其他の産物へ課稅する場合には、行政命令を以て是等の貨物に課稅するを得るの規定を設け、千八百九十二年ジャマイカ、トリニダット、バルバドース、ギニアに關し英國と、玖瑪、ポトリコに關し西班牙と、并に南米中米の諸國と互惠主義の條約を締結し、是等の條約に於て米國は唯、前記の貨物を無稅品の項目に置くの義務を負ふのみにて、一方に著しき利益を收めたり。即ち伯利爾は小麥、麥粉、豚、農工業用機械、石炭、鐵道材料を無稅とし、多數の貨物に稅率を低減し、玖瑪は三十三の貨物を免稅品としたるのみならず、獨逸、澳地利も砂糖

の輸出に利害關係を有するを以て、獨逸は米國の農産物に協定稅則を適用し、澳地利は最惠國の取扱を與ふることとし、一方に米國は千八百九十二年五月ウヰエチズ、井ーラ、コロンビヤ、ハイチより輸入し來る砂糖、茶、珈琲、革に課稅する旨を布告したり。

マッキンレー稅則は保護政策を實行するに遺漏なかりしこと右の如くなるが、其實施と共に、弊害百出して世間の不評を極め、千八百九十二年の大統領改選にはデモクラット黨のクリーヴランド氏當選したるより、氏は豫ての宿論を實行するの時來れりとし、千八百九十四年の議會に於てウヰルソン關稅則を制定し、同年八月よりマッキンレー稅則に代て實施せられたり。今、ウヰルソン稅則の要點を擧げんに左の如し。

(一)羊毛の輸入稅を全廢す。從來保護貿易に對する農業家の反抗を壓抑する爲め、農産物に保護稅を課するの一事は保護論者の慣用手段としたる所にして、現に穀物に課稅したるが如き此趣意に外ならざれども、其輸入高の少きが爲めに實際に何等の用を爲さず。唯、羊毛に對する課稅は農業家の歡心を結び、之に保護の利益を

分與する最も有力なる手段に供せられたるものなり。故に今デモクラット黨が自由貿易主義に據て、税則を制定するに當り、先づ羊毛の課税を廢止したるは當然の處置とす可きのみならず、經濟上より考ふるも此課税廢止は原料品自由輸入の主義を貫徹したるものなり、蓋し如何に極端なる保護政策を主張する者と雖も、所謂幼稚なる産業保護論に據り、或る製造工業を起さんとするに當り、其原料品に課税するの必要を認むるものある可からず、文明國に於て羊毛に課税するの例なく、之に課税したるは米國關稅則の異色たりしなり。

之と同一の主義に據り代議院に於ては石炭を無税にせんとしたれども、元老院に於て四割の課税を爲し、鑛物に就ても亦之と同じく代議院の決議は常に元老院に於て翻され、隨て塊鐵には一噸七十五仙より四十仙に、銑鐵には一噸六弗七十二仙より四弗に税金を低減したるに止まれり。

(二)既に羊毛の輸入税を廢止したる以上は、毛織物に複雑なる課税を加ふるの必要を存せず、即ち其税率を從價四割とし、自今五箇年を期して毎年税率一分を遞減し、以て三割五分に達せしむるの原案なりしが、元老院の修正に依り、最上等品には

從價税五割、衣服用に四割、ブランケット、フランネルに二割五分の課税と決定し、且つ羊毛の課税は税則發布と共に廢止せられたれども、毛織物の新税率は千八百九十五年一月一日より實施し、其間、毛織物業者をして無税の原料品を得ながら、高率の保護税の下に立たしめ、一時の利益を與へんとしたり。

(三)粗製綿織物の税は舊率一ヤード二仙半より一仙に低減せられ、精製綿織物は四割より三割五分に低減せられ、鋼鐵は一噸七弗八十四仙に、錫板は一封度一仙二に低減せられたり。

千八百九十四年の關稅則に於て一問題と爲れるは、砂糖税の存廢是れなり。マッキンレー税則に於て精糖の外、一切の砂糖に免税したるが、爾來内國の精糖業者は關稅の賦課せらるゝを奇貨とし、内國市場に於ける精糖の供給を獨占したるより、關稅は獨占を養成するものなりとの議論起り、一方には砂糖税は國庫に確實なる收入を供する好税目にして、精糖以外にも課税を及ぼすの必要あると、當時ルイジアナの製糖業者は廣大なる耕地を有して、容易に他に轉業す可からざるの事情ありたるとの爲め、議會は粗製糖に四割の從價税を課し、精糖の輸入税は八分の一仙、輸

出獎勵金を交付せらるゝ國より來る精糖には此外に十分の一仙の附加税を課することゝしたり。

之を概言するに千八百九十四年の關稅則に於て一舉羊毛の課税を廢止したるの一事は稍や自由貿易の方針に向ひたるものとして稱揚するに足ると雖も其他の點に於ては常に元老院の修正を受け、保守姑息の改正を加へたるに過ぎず。然るに千八百九十三年前後、通貨問題は政治上に非常の論争を惹起し、又實際に其解決を得ざりしが爲めに恐慌、不景氣を招くや、レバプリカン黨は之を以て千八百九十四年の關稅則の宜しきを得ざりしに歸し、頻に攻撃を加へて以て政府の輿望を傷けんとしたる一方に、財政の状態を見るに、千八百九十三年以來常に歳入不足を告げ、九十四年には六千九百八十萬弗、九十五年には四千二百八十萬弗、九十六年には二千五百二十萬弗、九十七年には千八百萬弗の多きに上り、之に對して收入填補の道を講ずるの必要を生じたり。固より歳入不足の原因は恐慌後に於ける不景氣に際し、輸入減退して關稅の收入減少したるに由るものなるが、千八百九十六年の大統領改選に於てレバプリカン黨勝利を占め、千八百九十年の關稅則制定者たるマ

ッキンレイ氏大統領に當選するや、翌年開會の議會は直に國庫收入増加とレバプリカン黨の主張たる保護主義を實行するの必要とより、稅則の改正に着手し、デングレー關稅則なるものを制定し、千八百九十七年七月法律として發布せられたり。デングレー關稅則に於ては、千八百九十四年の改正の眼目とも云ふ可き羊毛の自由輸入を改めて、之に一封度十一仙乃至十二仙を課したり。前年同稅の廢止以來米國の毛織物業は漸次發達し、益々原料無稅の主義を認めて、其發達を促す可きの機運に向ひ來れるに、今、課稅の爲めに之を頓挫せしめんとし、革の如き千八百七十二年來無稅なりしに、今回、一割五分の從價稅を課し、麻にも千八百九十年の課稅を復舊したり。而して羊毛に課稅したる關係より毛織物に對しては、再び從價、從量兩種の稅法を併用し、先づ毛織物を價格に依て三種に區別し、一封度四十仙以下の毛織物には從量稅三十三仙、從價稅五割を、四十仙乃至七十仙の毛織物には從量稅四十四仙、從價稅五割を、七十仙以上の毛織物には從量稅四十四仙、從價稅五割五分を課することゝしたり。既往三年間羊毛無稅にて輸入せらるゝや、内國に於ける羊毛の相場下落して毛織物業の發達に資する所、大なりし一方に、羊の飼養者は物價下

落より生ずる困難に應ぜんが爲め、羊肉として市場に販賣するの道を講じ、事業の緒に就かんとする際、其年間に於ける不景氣を以て、漠然税則改正の時、來れりとし政治上の關係より、終に税則を改正し、羊毛自由輸入の効果を實現せしむるに至らずして已めるは惜む可きなり。又絹織物は從來高率の課税を受け、千八百六十四年より八十三年に至る間は六割、千八百八十三年より九十七年に至る間は五割の率なりしが、斯る保護の下に事業發達し、殊に日本絹織物の競争劇烈なるに至るや、保護論者は之を以て勞力の低廉なる國より來るものなれば、保護税を課して輸入を防遏せざる可からずと爲し、千八百九十七年の税則に於ては從來其品質の關係より、従量税を課するに困難なりしを以て、之を實行するを避けたるに反し、純絹布の分量を標準として絹織物に階級を設け、従量税法を適用する方法を取り、絹織物一封度の内、純絹布四割五分以内のものには一弗三十仙を、四割五分以上のものには二弗二十五仙を課し、尙ほ絹布製品にも一封度に付き五十仙乃至一弗三十仙の課税を加へたり。又麻織物に對しては從來の税率十三割五分なりしに、今回は従價従量兩税法を使用し、一平方ヤードに於ける絲の數に依り、其六十以下のものには

一仙四分の三、其六十以上のものには二仙四分の三の従量税を課し、且つ此外に二割の従價税を附加することゝしたり。

此他デングレー關稅則に於ては農業の利益を保護する爲め、麻の税率を倍加して一封度三仙とし、陶器の税率を三割五分より六割に、硝子器の税率を三割五分より四割五分に、石炭の税率を一噸四十仙より六十七仙に引上げ、何れも保護の方針を以て之に向ひたれども、獨り鐵鋼鐵に對しては税率を増加せず、鋼鐵に對しては却て一噸七弗八十四仙より六弗七十二仙に税率を低減したり。其然る所以は此年間に於ける製鐵鋼鐵事業の發達著しく、關稅の保護を必要とせざるのみか、寧ろ世界の市場に於て、有力なる競争者と爲れる結果に外ならず。千八百七十年より千八百九十五年に至る間、製鐵鋼鐵製造業はシユベリオル湖沿岸に於ける塊鐵の發見、西部諸州に於ける石炭の開掘、水陸に於ける運輸の便宜、事業規模の擴張等に依て長足の進歩を爲し、千八百八十九年銑鐵の産額、英國に超過してより、内國の相場低落して輸出の道を開き、鋼鐵も外國市場に販路を開くに至れり。(註四)假令其輸出は當業者のダンピングに基き、又保護政策の下にダンピングの伴ふ事實は特

に注目を要する所なれども、要するに事業發達の結果茲に至れるもの多きを認めざる可からず。

(註四) Tussig—The American Iron Industry, Quarterly Journal of Economics, Feb., 1900.

千八百九十四年の關稅則に於ては、千八百九十年の互惠主義に關する條項を廢止したるが、千八百九十七年の稅則に於ては之を復活し、大躰左の如き規定を設けたり。

- (一) 大統領は他國が合衆國の貨物に不均等不法の課稅を爲したるときには、之に對して茶、珈琲、トンカ、ヴァニラ等に課稅するを得。
- (二) 大統領は他國より互惠讓歩を得るときはアルゴル、ブランドー、シヤンペーン、葡萄酒、繪畫、彫刻等に對する課稅を廢止し、又は輕減するを得。(註五)
- (三) 大統領は稅則制定後二箇年内に五箇年を期限として外國と通商條約を締結するに當り、稅率全躰に二割の低減を加ふるを得、但し此條約は元老院の批准、代議院の承認を経るを必要とす。

(註五) 特に佛國に關係ある貨物を選びたるは關稅則に於て絹織物に重稅を課したる結果佛國より

報復を受くるの掛念ありたるを以て、豫め之に備ふるの意に出でたるものなり。Tussig—Trade History, p. 353.

右第二項の規定に據り、米國は千八百九十八年佛蘭西と、千九百年獨逸、伊太利、葡萄牙と條約を締結し、以上の諸貨物に課稅を免除する報酬として佛國より農産物の多數に最低稅則の適用を受け、獨逸より全然協定稅則の適用を受け、伊太利をして機械并に原料品の稅率を低減せしめ、葡萄牙をして最惠國の取扱を認めしめたり。千八百九十九年以來、是等の條約國に對する米國輸出貿易の増加は左の如し。

佛蘭西	一八九九年	一九〇〇年	一九〇一年
獨逸	六〇、六〇〇 ^{千冊}	八三、三〇〇 ^{千冊}	七八、七〇〇 ^{千冊}
伊太利	一、五五、八〇〇	一八七、三〇〇	一九一、八〇〇
葡萄牙	二五、〇〇〇	三三、三〇〇	三四、五〇〇
	四、一〇〇	五、九〇〇	五、三〇〇

唯第二項に掲げたる貨物の種類少なき爲め、廣く其効果を及ぼす能はざるを遺憾とするのみ。

近時米國に於ては關稅問題は一時の如く政治上の大問題ならず。殊にデモクラ
 ット黨は毎回の大統領改選に失敗を重ねて勢力甚だ振はず。隨て自由貿易政策の
 氣焰揚らざるが如くなれども、レバプリーカン黨の方に於ても互惠主義を擴張し、之
 に依て關稅制度を改正するの意あり、必ずしも極端なる保護政策を固執するもの
 に非ず。千九百一十年十月大統領マッキンレー氏は暗殺の難に遭ふ當日、バッファローに
 於て此意を演説し、現大統領ルーズヴェルト氏も亦同一の意見を持し、千九百二年
 議會に與へたる教書に於て、關稅問題に論及して曰く互惠主義は保護政策の待婢
 たるの用を致さざる可からず。吾人の第一の義務は關稅則に於ける保護にして實
 際に必要あるものは、之を存置し、又之を廢止して内國産業に特別の損害を及ぼさ
 ざるものは、互惠主義を適用する目的物に供するに在りと。

思ふに米國が互惠主義に基いて關稅則を改正するには、三箇の條件を必要とす
 可し。(第一)或る貨物に對する現行稅率の輕減、(第二)條約期限中、或る貨物に對する現
 行稅率繼續の保證、(第三)條約國の爲めにする現行免稅品の全部又は一部繼續是れ
 なり。第二第三の點に就ては、世間に格別の異論を挾むものなかる可しと雖も、第一

の點に就ては當業者の反抗自ら大ならざるを得ず。隨て米國が互惠主義に依て商
 業政策の面目を一新するは何れの時に在りや豫測するの限に非ずと雖も、米國經
 濟社會の機運より云ふときは、關稅則の改正は必ず之を執行せざる可からず。蓋し
 最近十數年間米國が農業立國の狀態を脱して、漸次輸出工業國たるの地位に進み
 つゝあるは明白の事實にして、試に輸出貿易の趨勢を見るに左の如し。

年次	貨物					製造品		總計
	農產物	礦產物	森林產物	漁業產物	雜品	合計	製造品	
一八九二	七六、三六、三三	三〇、六三、八五	三七、九七、四三	五、四三、五七	三、八六、九七	八七、三三、〇四	一五九、五〇、九七	二〇、三三、七三
一八九三	六五、三三、九六	三〇、〇〇、〇六	二六、三三、二二	五、四三、七八	三、九六、一四	六五、〇七、六七	一五九、〇三、二八	八三、〇〇、六五
一八九四	六六、三三、〇六	三〇、〇四、五六	二六、〇〇、六九	四、三二、九〇	四、四〇、〇四	六五、四六、三九	一八三、七六、八〇	八六、二四、五七
一八九五	五三、二〇、〇六	一八、五九、八四	二六、五九、三三	五、三六、八〇	四、七二、九四	六五、七六、八六	一八三、五五、七四	七九、三〇、五九
一八九六	五九、八七、七五	二〇、〇四、六四	三三、七六、〇四	六、八三、三三	四、三三、七三	六九、〇九、〇九	一八三、七六、一七	八三、三〇、四七
一八九七	六三、四七、二九	二〇、〇四、五三	四〇、四九、三二	六、四七、九二	三、四九、三六	七四、七三、二三	一八三、七六、一七	八三、三〇、四七
一八九八	八三、六三、五〇	一九、四〇、七七	三三、九〇、七二	五、四三、四三	三、六四、六六	九九、五九、五九	二〇〇、六七、三三	二〇、三三、七三
一八九九	七四、七六、二四	一六、一六、二四	四〇、二六、八八	五、九三、九三	三、二六、八七	八四、三九、〇六	一九九、五九、一七	二〇、三三、七三
一九〇〇	八三、八六、三三	一七、八四、七三	三三、二八、二三	六、三三、六〇	四、六四、三六	九三、九二、八五	二〇〇、六七、三三	二〇、三三、七三

更に輸出貿易に對する各種貿易品の百分率を示すに左の如し。

年次	製造品以外					合計	製造品
	農產物	礦產物	森林產物	漁業產物	雜品		
一九二〇	七八、六〇	二、〇四	二、七五	、五三	、三八	八四、三〇	一五、七〇
一九一九	七四、〇五	二、四一	三、三八	、六七	、四七	八〇、九八	一九、〇二
一九一八	七二、二八	二、三五	三、二二	、四九	、五二	七八、八六	二一、一四
一九一七	六九、七三	二、三三	三、六一	、六七	、五二	七六、八六	二三、一四
一九一六	六六、〇二	二、三二	三、九一	、七九	、四八	七三、五二	二六、四八
一九一五	六六、二三	二、〇一	三、九二	、六三	、三四	七三、一三	二六、八七
一九一四	七〇、五四	一、六〇	三、一三	、四五	、二六	七五、九八	二四、〇二
一九一三	六五、一九	二、三四	三、四九	、五〇	、二七	七一、七九	二八、二一
一九一二	六〇、九八	二、七六	三、八一	、四六	、三四	六八、三五	三一、六五

農產物其他之に類する貨物の輸出高は停滯の状に在るに、製造品の輸入高は非常の速力を以て増加し、千八百九十二年には全額の六分の一に過ぎざりしに、今や其三分の一に近づかんとす。固より米國は一方に外國より多額の製造品を輸入しつゝあるを以て、直に之を目するに輸出工業國とする能はざれども、輸入製造品の内にて既製品よりも半製品の類、多きを加へ、食料品の輸入高も亦増加する一方に、輸出貿易に右の徴候ありとすれば、輸出工業國の地位に進むものと斷言するに憚

らず、既に斯る地位に近ききつゝありとすれば、商業政策も亦之に適應して多少改むる所なかる可からず。羊毛、塊鐵、革、麻等の原料品に對する課税を免除し、内國製造業に低廉なる原料を供給すると同時に互惠主義に依て外國市場に對する自國製造工藝品の販路を確實ならしむるは、目下の急務にして、互惠條約締結の基礎として必要なる程度まで、自國關稅則に定めたる稅率に低減を加へ、以て關稅改革の方針に出でざる可からず。此點に就てエメリー氏の論ずる所、最も明瞭なり。即ち曰く内國の製造業者が中立市場に於て競争に堪へ得るの事實は、公衆をして今後尙ほ斯る高度の保護を加ふるの必要に就て疑念を懐かしむるを免かれず。且つ製造業者が輸出の増進に熱心なるより、外國貿易全額の發達を妨ぐるが如き保護稅に對して熱心の度薄きに至りしは、自然の數なり。農產物に對する市場を擴張せんとする西部諸州より稅率低減に對する最も有力なる要求起り、トラストに對する反抗と相結んで一勢力を成すに至れり。固より米國に於ては純粹の自由貿易論は、曾て其容るゝ所と爲らず。故に今日の爭點はマツキンレー氏の遺策たる互惠主義に繋がるものにして、中立市場に於ける國際的競争の新狀態に應ずるには、此主義に據

るの必要あるは多數社會の認むる所と爲り、レバブリカン黨中にも賛成者少なし
とせず。(註六)

(註六) H. C. Emery—Economic Development of the United States. Cambridge Modern History. vol. VII. pp. 721—22.

米國の互惠主義全般の問題に就ては

Laughlin & Willis—Reciprocity.

Osborne—Reciprocity in the American Tariff System. Annals of the American Academy of Political & Social Science.

Jan. 1904.

國際商業政策 完

明治三十八年九月廿五日印刷
明治三十八年十月七日發行

〔國際商業政策〕

著者 堀江 歸



定價 金
錢十六圓壹

發行者 森山章之丞

東京市神田表神保町二番地

印刷者 佐久間 衡治

東京市京橋區西紺屋町二十六七番地

印刷所 株式會社 秀英 舍

東京市京橋區西紺屋町二十六七番地

發兌 東京市神田表神保町 同文館

大賣捌 東京市同文館支店 大阪市寶文館

東京市神田表神保町 同文館支店 備後町

不許
複製

慶應義塾大學教授 堀江歸一先生著

最新 銀 行 論

上製全一冊
定價金一圓廿錢
郵税金十二錢

本書

(一)著者海外留學中稿を起し、親しく歐米諸大家の意見を質し、有数の圖書館にて材料を蒐
(二)集し、從來此類の著書が理論に偏するに反し本書は理論、政策、歴史の三方面より各種の問題を
(三)論究し、歐米諸國制度、並に實際の運用を明にし
(四)我國の貨幣、銀行制度を研究し之に關する諸問題に就て、意見を述べ翻譯的著作と選を
異にし著者多年の苦心に成りたる最新研究の著書なり學者實業家の必讀を要す

特色

慶應義塾大學教授 堀江歸一先生著

最新 貨 幣 論

上製全一冊
定價金一圓
郵税金十錢

時事 新報 評

時事新報評 本書は慶應義塾大學教授堀江歸一氏が去る三十二年米國留學中に立案起稿し其後英獨兩國に轉學したる際、斯道専門の諸大家に就て一々研究したる上、改訂補正したるものにして其内容は貨幣の概念、鑄造、流通法及び其價格、本位に關する學說並に政策本位制度の立案、金銀の產出、比價の關係、列國貨幣制度の概要、國際共通貨幣、本邦貨幣制度等を學理、政策、歴史の三方面より觀察し實際問題に適應して最も親切に解釋記述したるものなり然かも文章輕快明晰にして斯る種類の著書概れ免かる能はざる乾澁の字句なきを以て何人にも通讀し易し尙も經濟學上最も複雑なる貨幣問題の最新と現狀とを知らんと欲するの士は必ず一本を座右に備へ置くべきものなり

經濟學研究の燈臺

財政學、經濟學、書類

- 法學博士 田尻稻次郎先生著
○訂正 財政と金融 洋一冊 定價金二圓五十錢 郵税金二十錢
- 東京高等商業學校教授 瀧木美夫先生解説
○増補 財政學 全一冊 定價金一圓八十錢 郵税金十錢
- 法學士 小果丑三郎先生著
○比較 財政學 全一冊 定價金五圓十五錢 郵税金十錢
- 慶應義塾大學部教授 氣賀勳重先生解説
○フ井リツボ氏 經濟原論 全一冊 定價金一圓八十錢 郵税金十錢
- 法政大學講師法學士 山内正暎先生解説
○イリ氏 經濟學概論 全一冊 定價金各金八十錢 郵税金十錢
- 東京帝國大學助教授 河津暎先生著
○普通 經濟學教科書 全一冊 定價金七圓十錢 郵税金八錢
- 法學博士 松崎藏之助先生著
○經濟學要義 全一冊 定價金九圓十錢 郵税金十錢
- 商業學士 三浦新七先生著
○商業學本 商業經濟學 全一冊 定價金一圓七十錢 郵税金十錢
- 東京高等商業學校教授 關一先生著
○商業經濟綱領 全一冊 定價金八圓十錢 郵税金十錢
- 慶應義塾大學教授 堀江歸一先生著
○國際商業政策 全一冊 定價金一圓六十錢 郵税金十錢
- 東京高等商業學校教授 佐野善作先生著
○取引所投機論 全一冊 定價金一圓二十錢 郵税金十錢
- 慶應義塾大學部教授 堀江歸一先生解説
○パーズ氏 銀行論 全一冊 定價金八圓十錢 郵税金十錢
- 東京高等商業學校教授 佐野善作先生著
○増補 銀行論 全一冊 定價金一圓二十錢 郵税金十錢
- 慶應義塾大學部教授 堀江歸一先生著
○最新 銀行論 全一冊 定價金一圓二十錢 郵税金十錢
- 神戸高等商業學校校長 水島鐵也先生著
○修正 銀行及外國爲替 全一冊 定價金八圓十錢 郵税金十錢
- 桑克堂先生著
○銀行及手形 全一冊 定價金二圓十錢 郵税金四錢
- 松崎法學博士評 吉井一三先生著
○貨幣及信用政策 全一冊 定價金二圓二十錢 郵税金十錢
- 慶應義塾大學部教授 堀江歸一先生著
○最新 貨幣論 全一冊 定價金一圓十錢 郵税金十錢
- 東京高等商業學校教授 關一先生著
○最新 交通政策 全一冊 定價金八圓十錢 郵税金十錢

商業學士 茂木英雄先生著
○**鐵道通論** 全一冊裝 定價金十二錢

商業學士 坂西由藏先生著
○**經濟學第一 企業論** 全一冊裝 定價金四十五錢

商業學士 左右田喜一郎先生著
○**經濟學第二 信用券貨幣論** 全一冊裝 定價金四十五錢

商業實務書類

神戶高等商業教授 内池廉吉先生著
○**商業通論** 全一冊裝 定價金十錢

商業學士 坂本陶一先生著
○**訂正 商業網要** 全一冊裝 定價金十錢

水島鐵也先生校閱 高橋邦次郎先生著
○**訂正 商業網要** 全一冊裝 定價金十錢

金澤商業學校教授 中野觀象先生著
○**訂正 商業網要** 全一冊裝 定價金十錢

商業學士 田中信吉先生著
○**商業の經營** 全一冊裝 定價金七錢

商品地理、歴史書類

東京高等商業學校教授 猪原吉次郎先生著
○**重 商品教科書** 全一冊裝 定價金十錢

早稻田大學講師 吉田弟彦先生著
○**外 商業地理教科書** 全一冊裝 定價金十錢

商業學士 星賢作先生著
○**本 商業地理教科書** 全一冊裝 定價金十錢

早稻田大學講師 吉田弟彦先生著
○**和 萬國商品地圖** 全一冊裝 定價金四十五錢

早稻田大學講師 商業學士 池本純吉先生著
○**日 本 商業地理** 全一冊裝 定價金十錢

明治大學講師 商業學士 坂本陶一先生著
○**世 界 商業地理** 全一冊裝 定價金十錢

明治大學講師 商業學士 坂本陶一先生著
○**日 本 商業史** 全一冊裝 定價金六十五錢

同文館編輯部編纂
○**日 本 商業史** 全一冊裝 定價金六十五錢

○**日 本 商工史** 全一冊裝 定價金三十錢

商業、銀行簿記書類

東京高等商業學校教授 佐野善作先生著
○**訂正 商業簿記教科書** 全一冊裝 定價金一圓六十錢

佐野善作先生原著 三宅松之助先生編輯
○**商業簿記小教科書** 全一冊裝 定價金二十錢

早稻田大學講師 商業學士 吉田良三先生著
○**新 商業簿記學** 全一冊裝 定價金十錢

三菱銀行社員 森川鑑太郎先生著
○**正 銀行簿記學** 全一冊裝 定價金十二錢

水島鐵也先生 原口亮平先生 共著
○**應 銀行簿記例題** 全一冊裝 定價金十錢

祖山鐘三先生 關一先生 共著
○**應 商業簿記例題** 全一冊裝 定價金十錢

前橋濱商業學校教授 飯島和一先生著
○**實 商業簿記** 全一冊裝 定價金二十五錢

商業算術書類

大倉商業學校校長 立花實藏先生著
○**新 商業算術教科書** 全一冊裝 定價各金五十五錢

五十嵐次郎先生 高橋俊三先生 共著
○**中 等 商業算術教科書** 全一冊裝 定價各金十錢

金澤商業學校教授 中野觀象先生著
○**正 商業算術** 全一冊裝 定價金四錢

前早稻田大學講師 大坂榮先生著
○**英 商業算術** 全一冊裝 定價金十錢

英文商業書類

ア・子・ス・トル・ス 小林行昌先生 共著
○**英 作文練習書** 全一冊裝 定價金十錢

東京商業學校講師 岡田市治先生著
○**新 英和商業文範** 全一冊裝 定價金十五錢

中島鐵造先生著
○**英 商人の常識** 全一冊裝 定價金三十五錢

早稻田大學商科講師 伊藤重次郎先生著
○英商 業教科書 全一册 定價金四十五錢

辭書類

文學士 久保天隨、柴田常惠、西山榮久三先生共著
○東洋歷史大辭典 全一册 定價金九

商業學士 田中清吉、中川清吉、伊丹重太郎三先生共著
○英和 商業新辭彙 全一册 定價金十

經濟世界社編纂
○英和 商業辭彙 全一册 定價金十

商業學士 田中清吉先生編纂
○英和 商業略語辭彙 全一册 定價金十

教育學研究會編纂
○教育辭書 全一册 定價金十

專門書 八大家執筆
○商業大辭書 全一册 定價金十五

商業雜書類

法學博士 梅謙次郎先生著
○民法講義 全一册 定價金一圓五十錢

山縣元帥閣下題辭 加藤房造先生著
○露國大政策 全一册 定價金一圓五十錢

三菱銀行員 森川益太郎先生著
○銀行會管理法 全一册 定價金八

松崎法學博士校閱 藤戶計太先生著
○支那揚子江 全一册 定價金七

橫井農學博士閣 矢田鶴之助先生著
○小農業教授法 全一册 定價金八十五

法學士 河上雅先生著
○日本農政學 全一册 定價約一圓廿

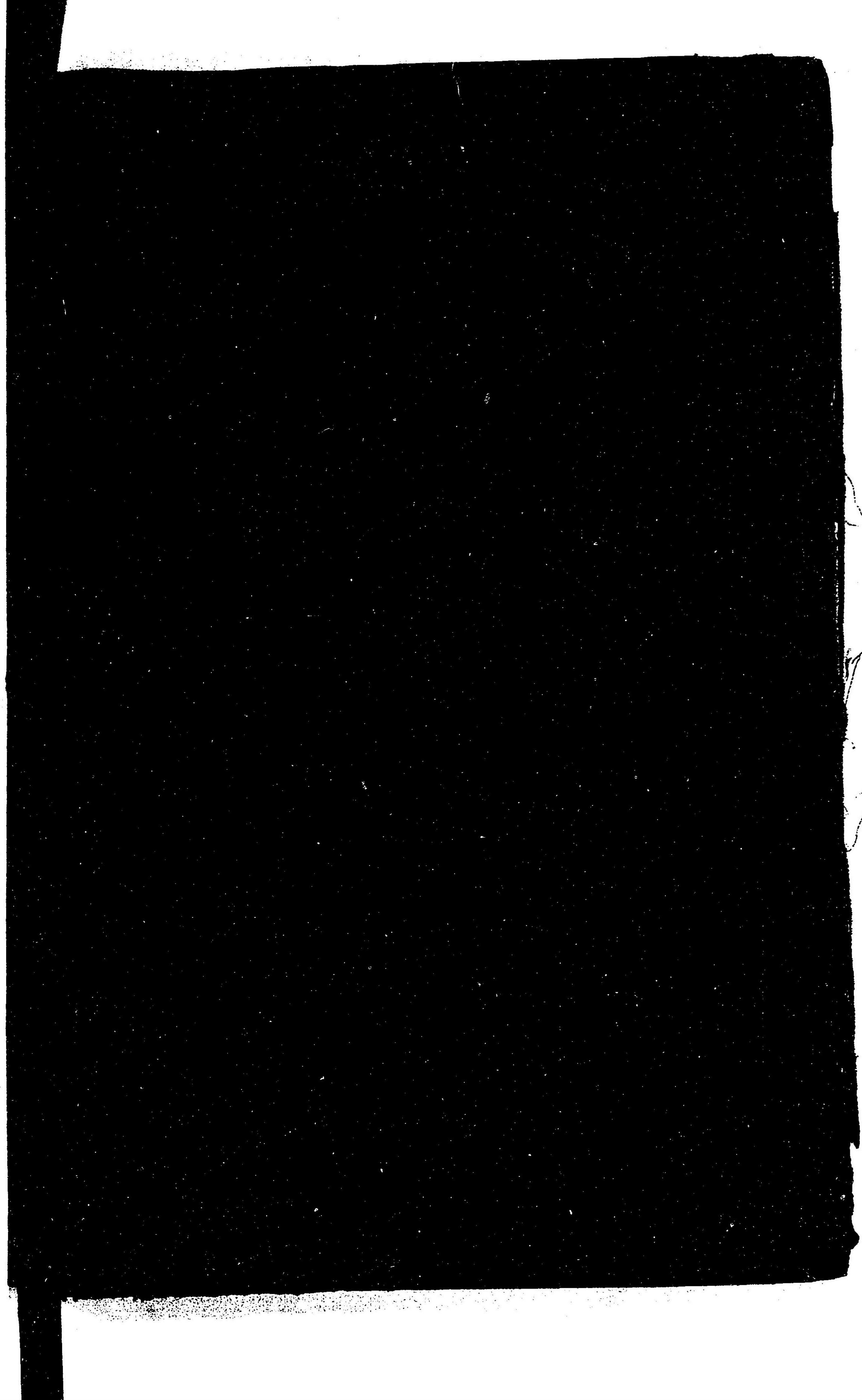
法學博士 松崎藏之助先生著
○農業と産業組合 全一册 定價金六

法學士 俣野義郎先生著
○相續稅法要義 全一册 定價金四

同文館編輯部編纂
○戰時財政增稅新法令 全一册 定價金二

東方語學校講師 清水政太郎先生著
○露和會話捷徑 全一册 定價金四

99
168



99
168

M

044204-000-2

99-168

國際商業政策

堀江 帰一 / 著

M38

BDN-0152



